







第14回スポーツ仲裁シンポジウム

# スポーツ法の現在

~ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて~

# 報告書

1日日 | 2017/9/6 9:30~16:50 | 17:30~19:30(レセプション/会費制)
2日日 | 2017/9/7 9:30~11:30

場所 | 立教大学 池袋キャンパス(東京都豊島区西池袋3丁目34-1)

主催 | 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 (Japan Sports Arbitration Agency)
立教大学ビジネスロー研究所 (Rikkyo Institute for Business Law)
在日スイス商工会議所 (Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan)
チューリッヒ大学 (University of Zurich)

#### 後援

スポーツ庁、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構、特定非営利活動法人日本オリンピアンズ協会、一般社団法人日本パラリンピアンズ協会、一般財団法人日本ADR協会、日本スポーツ法学会

#### 協賛

公益財団法人ミズノスポーツ振興財団、アシックスジャパン株式会社、デサントジャパン株式会社

#### 協力

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、立教大学ウエルネス研究所



当日の会場全体の様子



セッション1のモデレーターを務める Christian Schwarzenegger 氏



東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の活動を報告する室伏広治氏



スポーツのコアバリューの保護について報告する Stephan Netzle 氏



早川吉尚弁護士がモデレーターを務めたセッション2の様子



東京大会におけるアンチ・ドーピングの問題について報告する浅川伸氏



2015年 WADC 改訂により生じた問題について報告する杉山翔一弁護士



日本におけるアンチ・ドーピングの法制化の状況について報告する今泉柔剛氏



スイスにおけるアンチ・ドーピングの法制化の状況について報告する Gian Ege 氏



望月浩一郎弁護士がモデレーターを務めたセッション4の様子



日本のスポーツ団体のガバナンスとインテグリティの問題について報告する小川和茂氏



サッカークラブのファイナンシャル・フェアプレイについて報告する Egon Franck 氏



スポーツ仲裁の特徴や団体内紛争解決制度について報告する Ulrich Haas 氏



スポーツ仲裁におけるスイス法の重要性について報告する Felix Dasser 氏

### 1日目:2017年9月6日(水)

### ▶ セッション1:国際競技大会の開催

Christian Schwarzenegger

チューリッヒ大学教授

室伏 広治

テーマ 東京組織委員会 - 日本の視点からの東京オリパラへの挑戦 -

スピーカー 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会スポーツディレクター

Koji Murofushi

テーマ スポーツのコアバリューの保護

Stephan Netzle

スイス国弁護士

### ▶ セッション2:世界アンチ・ドーピング規程の履行

**早川 吉尚** Yoshihisa Hayakawa

立教大学教授、弁護士

**テーマ** 東京オリパラにおけるアンチ・ドーピングの問題

浅川 伸 Shin Asakawa

日本アンチ・ドーピング機構 専務理事・事務局長

テーマ 2015年世界アンチ・ドーピング規程改訂により新たに生じた問題点

杉山 翔一 Shoichi Sugiyama

弁護士、日本スポーツ仲裁機構 仲裁調停専門員

テーマ ロシアドーピングスキャンダルの対策 - 現状と学ぶべき教訓 -

Stephan Netzle

**Ulrich Haas** 

スイス国弁護士

スピーカー

スピーカー チューリッヒ大学教授

### ▶ セッション3:国内アンチ・ドーピング法の制定

モデレーター

小川 和茂

Kazushige Ogawa

立教大学特任准教授、日本スポーツ仲裁機構 理解増進事業専門員

テーマ

日本のアンチ・ドーピング法の起草

スピーカー

今泉 柔剛

Jugo Imaizumi

スポーツ庁国際課長

テーマ

刑事法とドーピングとの闘い-刑事法化と手続的措置

スピーカー

**Christian Schwarzenegger** 

チューリッヒ大学教授

スピーカー

Gian Ege

チューリッヒ大学助教

⇒ セッション4:ガバナンスとインテグリティ

モデレーター

望月 浩一郎

Koichiro Mochizuki

弁護士

テーマ

日本のスポーツ団体のガバナンスとインテグリティ

スピーカー

小川 和茂

Kazushige Ogawa

立教大学特任准教授、日本スポーツ仲裁機構 理解増進事業専門員

テーマ

クラブファイナンシャルフェアプレイ -財政的観点からのグッド・ガバナンス

スピーカー

**Egon Franck** 

チューリッヒ大学教授

### 2日目:2017年9月7日(木)

### ▶ セッション5:スポーツ仲裁

モデレーター	<b>早川 吉尚</b> 立教大学教授、弁護士	Yoshihisa Hayakawa
テーマ	スポーツ仲裁に至る前の団体内紛争解決制度	
テーマ	スポーツ仲裁の『スピード』について	
スピーカー	Stephan Netzle  スイス国弁護士	
スピーカー	<b>Ulrich Haas</b> チューリッヒ大学教授	
テーマ	スポーツ仲裁におけるスイス法の重要性	
スピーカー	Stephan Netzle  スイス国弁護士	
スピーカー	<b>Felix Dasser</b> <sub>チューリッヒ大学教授</sub>	

## 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11ページ
セッション1	12ページ
セッション2	19ページ
セッション3	31ページ
セッション4	40ページ
セッション5	48ページ

### はじめに

#### 山本和彦

(公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 代表理事(機構長))

主催団体の一つである公益財団法人日本スポーツ仲裁機構を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

スポーツ仲裁シンポジウムは、当機構の事業として毎年一回行っているもので、今年で第14回目を迎えます。毎年のことながら、公益財団法人ミズノスポーツ振興財団様、株式会社デサントジャパン様、アシックスジャパン株式会社様にご協賛をいただき、また独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじから助成をいただき、本シンポジウムの開催に至っております。

また、本年のシンポジウムは例年と異なり、当機構に加え、立教大学ビジネスロー研究所、在日スイス商工会議所及びチューリッヒ大学にもご共催をいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会まで3年を切り、その成功に向けて、スポーツ界の在り方にも注目が集まっています。そこで、本シンポジウムは、「スポーツ法の現在」と題し、スポーツ紛争の予防にとって重要なスポーツ団体のガバナンスの問題、スポーツ紛争を解決する手続として重要なスポーツ仲裁の問題、また社会的に強い注目を浴びているアンチ・ドーピングに関わる問題など、現在のスポーツ法の様々な問題を網羅的に取り上げるシンポジウムとなっております。

また、本年のシンポジウムは、外国からスイス法に関わる方々にもおいでいただいているところ、世界のスポーツ法におけるスイス法の重要な位置付けに鑑み、これらの問題に関する国際的な最前線の議論を伺えるのではないかと思います。

本シンポジウムが、ご参加いただいた多くの方々にとって、また 2020年に向けて、有意義なものになることを確信しております。

以上をもちまして主催団体を代表してのご挨拶とさせていただきます。

#### 東京組織委員会 —— 日本の視点からの東京オリパラへの挑戦 ——

室伏 広治 (東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会スポーツディレクター)

#### 1. はじめに

近年、スポーツ界ではドーピングの問題など、スポーツの高潔性が求められており、だからこそ、スポーツ法の力が必要になってくると思います。

スポーツは、ルールがあるから面白いと思います。私は、現役を引退していますが、陸上競技のハンマー投げという競技を行っていました。そのルールははっきりしていて、2.13メートルのサークルから、回転して、角度範囲34.92度の中にハンマーを落とさなければいけないというものです。どれだけ素晴らしい距離を投げても、条件が満たされなければ、記録はゼロとなります。このルールの中で生まれたのが今のフォームだと思います。言語や言葉がなくても、ルールさえ分かれば、みなで楽しめるのがスポーツだと思います。

他方で、ドーピングや違法賭博、不正等が横行してしまうと、スポーツは、全く面白いものではなくなってしまうと思います。そこで、ルールを守ること、そして、何よりアスリートがルールを遵守する意識をどうやって持っていくのかの教育が大事だと思います。

私は、東京オリンピック・パラリンピック競技 大会組織委員会で、スポーツディレクターを務め ていますので、東京大会の今の進捗状況を述べさ せていただきたいと思います。

#### 2. 東京大会のビジョン

#### (1)3つのコンセプト

『スポーツには世界と未来を変える力がある。』 1964年の東京大会は、日本を大きく変えました。 そこで2020年の東京大会は、『すべての人が自己 ベストを目指し』、『一人ひとりが互いを認め合い』、『そして、未来につなげよう』という3つを基本コンセプトとし、『史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会』を目指しています。

1つ目の『すべての人が自己ベストを目指す』

とは、万全な準備と運営によって、安全・安心で、 全てのアスリートが最高のパフォーマンスを発揮 し、自己ベストを記録できる大会の実現を目指し ていくということです。そのために、世界最高水 準のテクノロジーを競技会場の整備や大会運営に 活用していきます。特に日本は、テクノロジーに 関し期待されています。

2つ目に『多様性と調和』の重要性を強調したいと思います。人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合い、東京2020大会を、世界中の人々が多様性と調和の重要性をあらためて認識し、共生社会を育む契機となるような大会にしていくことが求められます。

そして、3つ目の『そして、未来につなげよう』とは、未来への継承を意味しています。1964年の東京大会は、日本を大きく変え、世界を強く意識する契機になったと共に、何よりも高度経済成長期に入るきっかけになった大会だったと思います。2020年の東京大会は、成熟国家となった日本が、今度は世界にポジティブな変革を促し、それをレガシーとして未来に継承していくことを目指しています。

#### (2)東京大会の概要

オリンピック大会は、開催期間が7月24日から8月9日です。日本では暑さが厳しく、暑さ対策を課題として取り組むことになっています。具体的には、組織委員会だけではなくて、東京都と共に、例えばロードレース等の所で、特殊な舗装をして、少しでも気温を下げるように取り組みます。また、競技日程、競技時間を、選手に負担がないような形とするよう取り組むことになっています。オリンピック大会は、全部で33競技が行われます。リオ大会は28競技でしたが、昨年のリオのIOC総会、理事会で、東京大会のみ、野球・ソフ

トボール、空手、スケートボード、スポーツクライミング、サーフィンが採用され、5つ競技が増えました。

次にパラリンピック大会は、8月25日から9月6日まで行われ、全部で22競技行われます。東京大会では、新たにパラバドミントン、パラテコンドーが採用されています。

#### 3. オリンピック・アジェンダ2020

2014年12月、IOCは、新しいオリンピック・ムーブメントに向けた、抜本的な組織改革への取組みを発表しました。東京大会は、このオリンピック・アジェンダ2020を体現する初めての大会として、現在さまざまな分野で取り組みを進めています。2020年の東京大会以降の大会のロールモデルとなるように、大会運営を実現したいと考えています。

オリンピック・アジェンダ2020の改革は、私たち組織委員会の大会準備計画にも大きな改革をもたらしました。

#### (1)競技種目の状況

新競技の提案、開催都市による追加種目提案も、オリンピック・アジェンダ2020によって、与えられたチャンスでした。今回は、5競技18種目をパッケージとして、IOCに提案し、承認を受けました。

野球は日本の国民的スポーツ、ソフトボールも 大変人気のあるスポーツです。それぞれ6チーム が大会に参加することになっています。

空手は、日本発祥で世界各地に広まった競技であり、日本のスポーツ文化を世界に発信しています。東京大会は、世界中からトップアスリートが集結する特別な機会となります。種目は、形と組手の2種目になります。

スケートボードは、ストリートスポーツの代表格として東京の都会のイメージに合致しています。世界中の若者へのアピール力と人気面においても大きな期待ができます。種目はストリートとパークと2種目になります。

スポーツクライミングは、アウトドアブームの 代表格として成長しており、他のオリンピック競 技にも見られない垂直に登るアスリートの力を競 い合う点が特徴で、大会にユニークな、全く新し い価値をもたらすと考えています。種目はボルダリングとリードとスピードの三つの複合となっており、合計点数を競う形となっています。スポーツクライミングは、ジムなど様々な場所で、フィットネスとして一般の方も親しんでいます。これも、日本の活躍が期待される競技だと思います。

サーフィンは、マリンスポーツの代表格として 若者のライフスタイルに大きな影響を与えており、 トップアスリートたちはサーフィンを通じて流行 を生み出しています。東京大会ではショートボー ドが種目となります。

また、本年6月、IOCの臨時理事会が行われましたが、さらに15種目が東京大会の種目として追加され、これで33競技339種目が東京大会で行われることになりました。リオが306種目でしたので、より多くの種目が行われることになります。ただし、全体のアスリートの数は、リオ大会よりも減っております。

IOCの今後の方向性である「more youthful、more urban、more women」というコンセプトは、私たち組織委員会の考えと合致しており、若者指向で、都会的なスポーツを取り入れる。また男女比においてもこれまでのオリンピックよりも一番女性の比率が大きくなっているところも特徴です。今の時代にあった形になっていると考えています。

その中に、スリー・バイ・スリーバスケットボール、BMXフリースタイルとこれまでの大会に見られない若者を引き付ける種目が採用されました。これまでの伝統的な競技と新しい競技がマッチングして、新しい競技、新しいオリンピックの価値というものを前面に出していけると考えています。339種目最大で1万1090名の枠を目指して、今もこの瞬間も、どこかでアスリートが東京大会を目指して頑張っているのではないかと思います。

#### (2)会場整備の状況

会場計画の見直しは、オリンピック・アジェンダ2020を踏まえ、既存施設の最大限の活用、持続可能性、大会後のレガシーの観点から、IOCおよび国際競技連盟と緊密に連携しながら進めてきました。約2年間をかけ、会場の見直しを行った結果、既存の施設の利用率は、約4割から約6割に

増加しました。1964年の東京大会のレガシーも活用します。東京都外の会場が約4割となり、開催地域が広がったことで大会による無限の感動を、より多くの方々に届けられるのでないかと考えています。

また、この1年間で追加5競技の会場に加え、野球、ソフトボールの会場となる福島県営あづま球場、サッカーの会場となる茨城県立カシマサッカースタジアムを承認していただきました。両会場とも、2011年の東日本大震災の被災地に位置しています。震災からの復興は、東京大会の重要なテーマで、被災地での競技開催は、世界中から寄せられた支援に対する感謝を示し、スポーツの力をご覧いただく機会になると考えています。

オリンピックスタジアムを含む会場の整備進捗 状況についてはスケジュールに沿って計画が行わ れており、順調に準備が進んでいます。

来週からリマで IOC 総会が行われます。そこで、2024年と2028年のオリンピックが決まることになっています。パリとロサンゼルスに決まると思いますが、われわれは、アジェンダ2020の最初の開催都市として、この後に続くオリンピックのムーブメントのため、そしてスポーツのためにも、少しでもいい大会にしていきたいと考えています。

これまでのオリンピックには、オリンピックパークが存在していました。しかし、今大会で最もチャレンジングなことが輸送です。東京大会は、オリンピックパークがありませんので、個々に会場が分かれています。ゆえに、輸送について、多くの課題を乗り越えなければなりません。同じ地域で同時に競技が行われるところでは、競技スケジュールを上手に進めなければなりません。多くの人に見てもらえるという意味ではいいですが、輸送にチャレンジングなところがあるという現実があります。

トライアスロン競技に関し、レインボーブリッ

ジという東京都内でもアイコニックな橋を、バイクコースとして使うという案もありましたが、大会全体の輸送、大会運営、そして都民への影響等も考えて、断念しました。既に素晴らしい別のコースが準備されているので心配ありませんが、 臨機応変に今ベストな状況は何かを考えながら進めています。

大会運営をする上で、アスリートの経験は非常に重要になっており、アジェンダ2020でもそのことは記載されています。アスリートの経験は、大会運営の成功の鍵であり、組織委員会では常にアスリートファーストの観点から大会を考えています。アスリートにとって、最高の競技環境を確保できるよう大会準備を進めていきたいと思います。

#### 4. さいごに

現在、国際的なスポーツ界においてドーピング、 違法賭博、八百長行為等のニュースが多く聞かれ、 それによりスポーツの信頼性が揺らぐ事態に至っ ています。他方、過去のオリンピック・パラリン ピック競技大会において、日本では深刻なドーピ ング違反者もおらず、日本のスポーツにおけるク リーンさは、国際的にも高く評価されていると思 います。

この高い評価は、政府、JADA、NOC、NPC、 国内競技団体等による長期にわたる取り組みの結果であると感じています。スポーツの高潔性を守り、クリーンな2020年の東京大会の実現に向けて、私たち組織委員会は政府関係機関と密接な連携を図って、オールジャパンで取り組み、推進していきたいと思っています。2020年の東京大会まで、残すところ(2017年9月6日現在)1051日でオ

万全の準備をもって大会本番を迎えられるよう に、より一層尽力していきたいと思います。

#### スポーツのコア・バリューの保護

Stephan Netzle (スイス国弁護士)

#### 1. 穏やかなアマチュア・スポーツという虚構

スポーツの大会を見るときは、とりわけ、自国 選手が活躍するときは、わくわくする気持ちになります。古代オリンピックの時代や過去のオリン ピックは、理想主義的な穏やかなアマチュア・ス ポーツであったと考えるかもしれません。

しかし、穏やかなアマチュア・スポーツという 概念は、虚構です。古代のオリンピックにおいて も、収賄などスポーツの価値に影響を与えるよう な事件が起きていました。歴史上、スポーツが純 粋無垢であったことは一度もありません。

# 2. オリンピック憲章や WADC で定義されているスポーツのコア・バリュー

ここでは、スポーツのコア・バリューを、どう 定義するのかを考えてみたいと思います。

#### (1)オリンピック憲章

IOCのオリンピック憲章は、現代のスポーツ界で、オリンピック競技で適用され、それ以外の場面でも適用される基本的な規程です。

その前文には、オリンピズムやスポーツの基本原則が書かれており、その4項、5項、6項には、スポーツのコア・バリューに関する記載があります。

4項には、スポーツをすることは人権であると 書かれています。そして、すべての個人はいかな る種類の差別も受けることなく、オリンピック精 神に基づき、スポーツをする機会を与えられなけ ればならないと書かれています。また、友情、連 帯、フェア・プレーの精神とともに相互理解が求 められると書かれています。

5項には、スポーツがいかにして組織されなければならないのかが書かれています。平等なプレイング・フィールドをつくるために、全ての者がスポーツのルールに従わなければならないと書かれています。

6項には、人種、肌の色、性別、性的志向、言

語、地域、宗教、政治的またはその他の意見、国 あるいは社会的な出身、その他の地位によってい かなる差別もしてはならないと書かれています。

#### (2)世界アンチ・ドーピング規程

世界アンチ・ドーピング規程(以下「WADC」といいます)の中にも、スポーツのコア・バリューに関する記載があります。

前文では、スポーツのコア・バリューとして確立されなければならないものは何なのか、そして、ドーピングに対してなぜ防止措置を取らなければならないのか、が書かれています。

また、WADCの中では、倫理感、フェア・プレーと誠意、卓越した競技能力が価値として挙げられています。規則、法を尊重する姿勢も、価値として挙げられています。ここでいう「法」とは、例えば、スポーツ団体が規定するものや社会で規範とされているものです。さらに、WADCの中では、自分自身と他の参加者に対する尊重が価値として挙げられています。

ローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所の仲裁判断では、Lex Sportiva というスポーツ法体系に言及がなされることがありますが、スポーツ界の法曹界関係者の間では、Lex Sportiva というスポーツ法体系が認識されています。これは、国際商取引でいう Lex Mercatoria と類似のものです。これは、国内法とも違うものです。例えば、フェア・プレーの原則は、制定法に書かれているわけではありませんが、スポーツに関わる典型的な精神です。フェア・プレーの原則とは、金メダルを取ることが全てではなく、協力、協調、友情、相互認識、尊重といったことに意味があるということです。

スイスにおいて、以前は、スポーツには法が適用されないということが言われていました。しかし、今ではそのようなことを言う人はいません。スポーツも、他の事象と同じように、法の適用を

受けているのです。

#### 3. 政治、経済、社会がスポーツに与える影響

スポーツは、これまで、政治、経済、社会的な 影響を受けてきました。その度に、スポーツのコ ア・バリューは脅威に曝されてきました。

#### (1)アマチュア・スポーツ選手の地位

John B Kelly というボートの競技者がいました。Kelly 選手がオリンピック大会に参加しようとしていた頃、オリンピック選手は、アマチュア、すなわち、スポーツ活動に対する対価を得ていない必要がありました。元々、イギリスでは、「アマチュア」とは、上流階級の、お金を稼ぐ必要がない人を指す言葉でした。スポーツとは、お金を稼ぐ必要のない人たちのためのものだったのです。

ところが、Kelly 選手は、他のボート選手にボートを教えて、少額ながら対価を得ていました。そのため、Kelly 選手は、ヘンリーレガッタという競技に出場することができなくなりました。このことが議論を呼び、最終的には Kelly 選手がオリンピックに出場することは認められました。

#### (2)政治的な干渉

1968年メキシコオリンピック大会では、400メートルでメダルを獲得した選手が、表彰台でアフロ・アメリカ人の権利を主張したことがありました。これは一つの政治的な干渉の例です。

#### (3)テロ攻撃

1972年のミュンヘン大会では、イスラエルのオリンピック選手団に対し、テロ攻撃があり、11人の選手が殺されるという事態になりました。これも政治的介入の例です。

#### (4)オリンピックのボイコット

1980年モスクワ大会では、当時のソ連がアフガニスタンを侵攻したことを理由に、欧米の主要国がボイコットするということがありました。

選手の間で、政治的主張のために、スポーツが利用されていいのかということが議論されました。また、スイスでも、スイス選手団が、オリンピックへの出場を決めたことが、正しいのかということも議論になりました。しかし、当時、スイスと

ソ連とのビジネスが続いている中で、スポーツだけがボイコットしたわけですが、これは、政治で解決できない問題について、選手に対価を支払わせただけの安易な解決であったと思います。

#### (5)ドーピング・スキャンダル

カナダの100メートルのスプリンターであったベン・ジョンソンのドーピングは、当時最も大きなドーピング・スキャンダルで、一種の転換点となった事件です。IOCのトップは、かつてドーピングを隠そうとしていましたが、もはやオリンピックにおいてドーピングが行われているという事実を、隠すことはできなくなりました。この結果、ドーピングに対するアプローチが変わってきました。ドーピングは、隠すべきことではなく、ずるした人を捕まえるというアプローチに変わっていきました。

その後、ツール・ド・フランスでもドーピング・スキャンダルが発覚し、全世界的なムーブメントが起き、これが世界アンチ・ドーピング機関の設立へとつながりました。

#### (6)アンチ・ドーピング機関によるドーピングの摘発

ソルトレイク冬季五輪でも、ドーピング・スキャンダルがありました。3度金メダルを獲得したスペインのクロスカントリー・スキー競技の選手がいましたが、同選手は、ドーピング違反を理由に、メダルを全て剥奪されました。この事例では、アンチ・ドーピング機関が製薬業界と協力し、この選手が採っていた人為的な物質を特定し、摘発しました。

#### (7)国が関与したドーピング・スキャンダル

ロシアのドーピング・スキャンダルは、国家がスポーツに関与した事例です。ロシアの選手団が、ソチあるいはそれ以前に、国家が関与する形で、組織的なドーピングを行っていたことが疑惑となっています。これにより、ロシアの陸上競技の選手団が、リオ大会には出場できないということになりました。

#### (8)性的なアイデンティティー

最近、キャスター・セメンヤ選手の事案がスポー

ツ仲裁裁判所に係属しており、性的なアイデンティティーに関する議論が高まっています。IOCのオリンピック憲章でも、スポーツに参加する場合、性別による差別はされるべきではないとされています。

#### 4. 現代のスポーツに対する4つの脅威

現代のスポーツに対する4つの脅威について、 考えてみたいと思います。

#### (1)ドーピング

今日、スポーツが取り組まなければいけない課題の一つがドーピングです。これまでも様々な取り組みをしてきましたが、未だに大きな問題として残っています。

#### (2)試合の不正操作

スポーツに対するもう一つの脅威が「試合の不正操作(マッチ・フィキシング)」です。サッカー界では、選手やコーチがお金を受け取って八百長を行い、スポーツの結果に影響を及ぼしていました。サッカーだけでなくクリケット等でも贈収賄やスポーツ賭博が行われることがあります。

試合の不正操作やスポーツ賭博の方法は、洗練されてきており、どちらが勝つかが賭けの対象になるだけでなく、誰が最初のゴールを決めるかとか、誰が最初のファウルをするかなど、様々なことが賭けの対象になっています。これはスポーツのインテグリティに対する大きな脅威です。

#### (3)グッド・ガバナンス

国際サッカー連盟(以下「FIFA」といいます)は、組織としてのインテグリティに疑いをかけられています。組織のリーダーがこういう状態では、選手やその他の人が、スポーツのコア・バリューに従っていると考えられるはずがありません。

グッド・ガバナンスの問題は、FIFAだけなく、 あらゆる国際競技連盟にあてはまるものです。多 くの国際競技連盟は、資金的な問題を抱えており、 スポーツのコア・バリューに反してしまう誘惑に かられています。

#### (4)安定した財政

お金の問題も、スポーツに影響を及ぼすように

なってきています。例えば、ブラジル人サッカー選手のネイマール選手は、レアル・マドリードからパリ・サンジェルマンに移籍しました。この移籍に際し、222億ユーロという巨額の移籍金が支払われたといわれています。

これは、サッカークラブのファイナンシャル・フェア・プレーに関する問題でもあります。まさにスポーツのコア・バリューに対する脅威だと思います。

#### 5. スポーツのコア・バリューに対する脅威への 対抗手段

スポーツのコア・バリューに対する脅威に対し、 どのように対抗すればよいでしょうか。

#### (1)法的枠組み

一つ目は、法的な枠組みを定める、言い換えれば、ルールや規制を設けることです。既にこの取り組みはなされていますが、さらに改善する必要があります。各競技団体は規定を作っていますが、この規定に書かれている内容を、選手、チームのスタッフ、役員に対し、教育していくことが大きな課題です。この取り組みは、多くのスポーツ団体で、十分にはできていないと思います。

#### (2)グッド・ガバナンス

二つ目は、グッド・ガバナンスです。私自身、スポーツ・ローヤーとして、IFの倫理規程の策定に携わっています。

現在、多くのIFで、倫理規程やグッド・ガバナンスの原則を取り入れようとしています。

#### (3)ルールの執行(エンフォースメント)

三つ目は、ルールの執行(エンフォースメント)です。ルールに違反したスポーツ団体に対しては、厳格な制裁を科さなければなりません。ルール違反に対し、厳格にルールを適用することによって、再発を防止することができます。

#### (4)報告

四つ目に報告や内部告発を促すことです。ロシ アの国家絡みのドーピングの疑惑は、内部告発を きっかけに発覚しました。

この問題は、内部告発者が違反に関わっていた

場合に、その内部告発者に対しても処罰を科すべきかという難しい問題にも関わっています。

#### 6. 競技団体の課題

競技団体は、総じて「アマチュア」を基盤にしています。選手は今やプロになっていますが、競技団体の役員は、アマチュアであり、スポーツのコア・バリューに対する脅威に対し、どのように対処すべきかを理解していないことがあります。また、団体の役員は常勤ではない場合も多く、タイムリーに対処できないこともあります。この状態では、上記で述べたような「執行」や「報告・調査」を行うことは難しいため競技団体には、経験の豊富な職員が必要です。

また、競技団体には、民間の団体ですので、スポーツのコア・バリューに対する脅威と戦う手段

がないこともあります。例えば、警察組織による 通信傍受や捜索・差押えなど、国家権力ではない と行えないことがあります。そのため、国家当局 との連携、他のスポーツ団体との連携が重要にな ります。

なお、IOCは、近年、WADCに加えて、試合の不正操作の防止に関する規程を公表しました。 IOCは、この規程の中で、スポーツの不正操作の防止を謳っています。

#### 7. 結論

以上のとおり、今日では、スポーツのコア・バリューに対する脅威が多く存在しています。こうした脅威に対抗する上では、規則や法、執行、さらには、警告や内部告発、調査などを充実させることが必要になるでしょう。

#### 東京オリパラにおけるアンチ・ドーピングの問題

浅川 伸 (日本アンチ・ドーピング機構専務理事・事務局長)

#### 1. はじめに

まず、オリンピック・パラリンピック大会におけるアンチ・ドーピング活動、特にドーピング検査活動にフォーカスをして、どのような規模感でどのようなプログラムが展開されているのか、という概略を紹介します。

次に、2020年に向け、私たち日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) は何を準備していくのかを共有したいと思います。具体的には、過去の大会のオフィシャルレポートを引用して、どのようなドーピング検査活動が過去の大会で実践されたのかを紹介します。それに加えて、平昌の冬季オリンピック・パラリンピック大会に向けて、アンチ・ドーピング活動の領域で既に進められている準備や活動を紹介していきます。

最後に、これらの点を踏まえて、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた課題点を述べたいと思います。

#### 2. ドーピング検査活動について

#### (1)リオ大会での実績

2016年のリオ・デ・ジャネイロ・オリンピック大会(リオ大会)の Independent Observer (独立監査人)からレポートが出ています。ここでいう「独立監査人」とは、大会期間に中、現地に入り、実際のドーピング検査の活動をチェックする機関をいます。「独立監査人」は、大会の規模によって人数が違いますが、リオ大会においては、世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) により11名が選出されました。「独立監査人」は、毎朝のミーティングで変更が可能な点は修正対応の指摘をし、又は大会が終わった後レポートを出して、次の大会への改善点の提言をするという活動を行っています。以下では、その中で言及があったことを共有していきます。

#### ア 検査の規模

ドーピング検査は一般的には尿の採取が中心で

すが、数年前から血液の採取も並行して行われています。東京オリンピック大会においても、血液 と尿の2つの組み合わせが前提となります。

リオ大会においては、当初の予定では、トータルで5380検体の採取を計画していたところ、ヒューマン・リソースの問題や大会組織委員会がうまく回らなかったため、実際には、4660検体が最終的な検査数となっています。

また、IOCが直接的に検査実施を行う為の検査権限発生期間については、「選手村の開村日から閉会式までの期間」と定められています。そのため、それ以前については、IOCの直接の管轄ではないカテゴリーでの検査が行われています。また、開村期間中でも、選手村外のトレーニング施設等を使っているトップアスリートに対して、国際競技連盟(IF)が主体となって実施する競技会外検査が行われる場合があります。こういったものは、IOCの主管で実践したものにはあたりません。リオ大会では、実際にIFが222検体を検査したとされています。

これらを総計すると、4882検体のドーピング検 査が行われました。

#### イ 検査の対象となった回数

「独立監査人」のレポートは、過去の大会でも必ず出ていますが、今回のレポートから、検査対象となったアスリートのFrequency、すなわち一人のアスリートが大会の中で、何回検査対象となったのかという数字が出てきています。

それによると、6回検査を受けた人が一番多い人であることが分かります。6回検査を受けた人は1名だけとなっていますが、特定はされていません。しかし、リレー種目や個人種目がある競技種目であろうことが想像できます。これらの種目に複数エントリーして上位の成績を残せばドーピング検査の対象となるので、複数エントリーしたアスリートで、パフォーマンスが高い者は、こういう立場に立つことになります。トップアスリー

トのパフォーマンスに対しては、そのパフォーマンスの裏付けとしてドーピング検査をして、そのパフォーマンスが本当のフィジカルパフォーマンスだということの確認をするような運用がなされているということがいえます。

#### ウ 陽性反応数

ドーピング検査の結果、最終的に28検体が陽性 反応を示しました。このうち TUE、すなわち合法 的な治療目的で薬を使うという事前登録があった 検体数が14検体で、これはアンチ・ドーピング規 則違反ではありません。

残りの14の違反者がいたということになり、14 検体のケースマネジメントが実際に必要になりま した。

#### (2)対策のトレンドとその背景

オリンピックの大会の期間、約4800件のドーピング検査があったということを紹介しましたが、それが中心ではなく、アンチ・ドーピング規則違反をしている人を大会に近づけないという事前の策を講じることに主眼が移ってきています。

その背景は、室伏広治氏を例にとるとよく分かります。同選手は、オリンピックの金メダリストという紹介がなされていますが、実際にアテネ大会の表彰式では2番目のボジションに立って表彰式を迎えざるを得ませんでした。なぜかといえば、ドーピングをしてパフォーマンスを上げていたアスリートがその場では一番遠くまでハンマーを飛ばして金メダルのポジションに立っていたからです。その後 CAS までの係争が続いたので、数カ月の時間をもって、最終的には金メダリストという本来の称号が与えられました。

このケースが示すように、ドーピングをしている人がその競技の場に立てる環境があると、試合は進行し、競技が終わり、表彰式が終わって、検体採取が行われて、その後一定の期間をかけて、ケースの決着に至ります。アスリートにとって、またはそのアスリートを支援している人たち、応援している人たちにとって、一番の象徴的なタイミングである表彰式は、「うそつき」に持っていかれてしまうことが、実際に起こってしまいます。それが大会の中心であっていいのか、象徴的な瞬間が、そういう状況であっていいのかということ

を考えれば、大会ホストとしては、当然、疑わしき者を近づけないというアプローチをしていかないといけないということになっていきます。

以下で説明するアクティビティーは、まさに対 策をそちら側にシフトする実践となります。

#### (3)リオ大会でのアクティビティー

IOCがイニシアチブを取り、WADAと五大陸の中から核となるアンチ・ドーピング機関がメンバーとして選定され、TASK FORCE グループが設置されました。私たち JADA は、アジアを代表してメンバーとして加わっていました。

スポーツ種目の中には、フィジカルパフォーマ ンスに薬の使用が大きく影響を与える可能性の高 い種目があります。そのようなハイリスクカテゴ リーの種目を10種目選定します。次に、過去の戦 績などからオリンピックに出るであろうアスリー トのパフォーマンス予想を実際に公開している民 間の会社がありますが、その会社のデータベース を参照しつつ、五輪大会本番で第8位までの競技 成績となるであろう人たちを抽出します。その結 果、1333名のハイリスク群が特定されました。そ の後、数カ月間にわたって、この1333名を、世界 のどこにいようとも抜き打ち検査で追いかけます。 前述のとおり、選手村開村日からIOCの管轄が生 じますから、この TASK FORCE グループのアク ティビティーは、開村日である2016年7月24日の 前日である同月23日まで行われました。

その結果、うち、39.6パーセントのアスリートに対しては、その種目別に検査をするタイミングや、場合によっては分析メニューの追加という立案を行った上で、立案通りの実績を出すことができています。

次に、22.6パーセントのアスリートに対しては、 立案した中で、例えば尿だけなど一部の検査を実 施することができました。

他方、33パーセントのアスリートに対しては、何らかの事情でアクセスできませんでした。

この中で15件の陽性反応が出ています。1333人のアスリートに対してアプローチをし、39パーセントと22.6パーセントのアスリートに具体的なアクセスができて、その結果、15件の違反者を排除することができたということになります。

## (4)平昌の冬季オリンピック・パラリンピック大会 に向けた活動について

先述の TASK FORCE 活動により、疑わしいと考えられていたアスリートが、実際には疑わしいレベルではなく、まさに黒であることを、開会式の前に特定して、選手リストから排除することができています。平昌の冬季オリンピックでも既に2017年6月に TASK FORCE の活動が開始され、実際に動いています。

前述のリオ大会のIndependent Observer レポートの中では、アクティビティーは非常に意味合いが大きいので12カ月前からやるべきである、様々な関係者と密に連携してやるべきである、というリコメンデーションが含まれています。これを受け、18年の平昌大会、また2020年の東京大会に向けて、準備をしていくという状況にあります。

前述のとおり、平昌の大会に向けたタスクフォー スは既にスタートしており、このことは、WADA のリリース上でも公にアナウンスされています。 同様に私たちJADAは、このイニシアチブの中 で、検査グループを中心として、アジアの中核の メンバーとして名を連ねております。当然日本も ウインタースポーツは強豪国の一部として強いア スリートを送り込みますし、逆に、イニシアチブ により、うそをつきながらアプローチをしようと しているアスリートが排除されることによって、 日本のアスリートが公正な環境の中で競技ができ る環境が整いますので、このようなアプローチが きちんとなされることは歓迎すべきことです。 JADA としても2020年の開催都市のアンチ・ドー ピング機関として、こういう取り組みに対しては 積極的に関与をしていくべきと考えています。

#### 3. 2020年に向けた課題

現在は、大会でのドーピング検査が主眼だった時代から、組織委員会と連携する中で、ホスト国として、グローバルなネットワークの中で、競技大会前のドーピング検査を徹底し、疑わしいアスリートを排除していくことが世の中のトレンドになってきています。

アスリートとしては、過去のオリンピック・パラリンピックの大会で、違反者が出ている実績を見ています。大会開催前の検査を実施することな

く、競技が終わった後、表彰式が終わった後にドーピング検査を実施すると大会主催組織が言っているようでは、アスリートとしては安心することはできません。違反者を、その競技の現場に近づけることに対して、徹底的に厳しい目を向けてそこに近づけないような仕組みを講じていくというアプローチが世界のアスリートが今望んでいることという状況です。

東京大会では、オリンピック・パラリンピック の総合計として6500検体前後の検体数を採取する のではなかろうかと考えています。他方、JADA の通常の年間の検体採取数は5500検体か6000検体というのが実績です。

この差を見ていただければ分かるように、瞬間 最大風速で、非常に大きなタスクがやってくる、 ということになります。後述するように、これを 回すために、検査対応をするヒューマン・リソー スが当然必要になってきます。

では、私たちは、2020年に向けてどんなチャレンジをこれからしていくのか。その全体を取りまとめるリーダーとして、しっかりとした責任を持った対応をしていきたいと考えています。

1つ目は、intelligence activity が単にいつ検査をするかを立案するだけでなく、種目ごとの特性や、世の中で認知されている薬の特性を踏まえて、いつどのタイミングで検体を採取することが実効性の高いものなのかということを、考える必要があります。そのために、行政機関が持っている情報を集めることで、検査立案のタイミングの絞り込みの実効性を上げていくことが必要になってきています。これができないと、なかなか実効性のある立案にならないというのが現状です。これについては、2017年9月6日現在、残念ながら、まだ日本はその段階にあるとはいえません。しかし、今後、臨時国会で法案が通って、正式な段階として、日本で情報の融通ができるようになる、というのが今私たちが立っている方向性です。

2つ目に、検査員の確保が必要です。日本は世界に誇る体制を持っていると自信を持って考えています。しかし、前述の規模感を回すだけのヒューマン・リソース、大会期間を通して活動できる人を確保する方法論をこれから詳しく議論していかなければなりません。具体的には、これから100

名以上の規模で新たな検査員の募集をかけていき、これを2年程度かけて、実際に現場で活動できるように訓練をしていきます。また、海外の経験豊富な方を招聘します。そうして、既存のグループ、新たに日本で養成するグループと海外のグループの3つを統合して、実際のドーピング検査体制を動かしていきます。これが、2020年大会の実際の青写真となります。

さらに、採取検体を分析するチームも、24時間 3交代で分析機関における分析業務を回していく 必要があり、通常とは全く違う規模の体制で取り 組まなければなりません。さらに、アスリートが A 検体で陽性が出た場合に、B 検体分析を速やかに要求して結果管理を円滑に回していくというタイムマネジメントも求められます。この体制の実現には、IOC または IPC の要求事項に沿った形で回せるだけのリソースがなければなりません。前述の検査員の確保とともに、しっかりと体制を整えることが今命題として与えられています。

幸いなことに組織委員会、それから日本国政府 の支援または連携の下で、上述の課題については、 着実に成果を上げています。大会の当日までに、 アスリートの皆様に安心してお越しください、と 言える体制を作れると考えています。

#### セッション2:世界アンチ・ドーピング規程の履行

#### 2015年世界アンチ・ドーピング規程改訂により新たに生じた問題点

杉山 翔一 (弁護士、日本スポーツ仲裁機構仲裁調停専門員)

#### 1. はじめに

#### (1)概要

WADCの2015年の改訂後、世界アンチ・ドーピング規程(以下 WADC といいます)のある規定の解釈を巡る判断例に矛盾が生じています。

WADCは、2003年に発効し、2009年に1度目の改訂がなされ、さらに2度目の改訂が2015年になされ、6年ごとに改訂されております。2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、2015年WADCの下で行われます。そのため、2015年WADCに関する理解を確認しておくことは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックがテーマである本シンポジウムの趣旨に沿うものと思います。

そこで、本報告では、まず2015年WADCの解釈上の矛盾点と、解釈上の矛盾点がなぜ問題となるのかを個別のケースを取り上げて説明し、最後に2020年に向けた我が国のアンチ・ドーピング体制についての提言をしたいと思います。

#### (2) WADC 2.1 項違反について

前提として、アンチ・ドーピング規則違反につ

いての理解を確認したいと思います。

禁止物質が体内に存在することがアンチ・ドーピング規則違反であると考えている人が多いと思いますが、WADCには、アンチ・ドーピング規則違反として全部の10個の違反態様が規定されています。例えば、検査を逃れることも、アンチ・ドーピング規則違反とされる行為です。

本日問題として取り上げるのは、WADC2.1項の違反の場合の制裁に関わる規定の解釈になります。WADC2.1項の違反とは、禁止物質やその代謝物が体内に存在することをいいます。

ここでいう「禁止物質」とは、禁止表に記載されている物質のことをいいます。禁止物質には2種類のものが存在します。一つは、特定物質と呼ばれるものです。特定物質とは、WADC上、競技能力の向上の目的以外の目的のために摂取される可能性が多いものという説明がされています。もう一つは、それ以外の物質、すなわち、非特定物質と呼ばれるものです。海外のアンチ・ドーピング機関の定義によれば、非特定物質とは、競技者の体内に存在した場合、ドーピング目的で摂取したという以外の説明が難しい物質と言われていま

す。こうした禁止物質が体内で存在することが、WADC2.1項違反です。

WADC2.1項に違反すれば、競技者個人に対して制裁が科されます。制裁措置には、成績に関するものもありますが、資格停止処分が基本となります。この資格停止処分は、原則的な資格停止期間を決めた上で、次に軽減規定が適用されるかどうかを検討するという論理過程を経て決定されます。

以下では、この前提を踏まえた上で、2015年WADCの改訂点について、検討していくこととします。

# WADC2.1項違反に対する制裁の改訂について (1)3つの改訂点

WADC2.1項の制裁に関する主な改訂点として、 3つを取り上げます。

1つ目は、2009年WADCにあった10.4項の削除です。2009年WADCの10.4項とは、特定物質が体内に存在した場合に、一定の軽減措置を受けられる規定でした。しかし、この規定の解釈をめぐって、スポーツ仲裁裁判所(CAS)や外国のアンチ・ドーピング規律パネルの判断が矛盾するという事態が生じていました。ある機関であれば、軽減を受けられるのに、ある機関では軽減を受けられないとすれば、公平ではありません。そのため、2015年のWADC改訂の際、2009年WADCの10.4項は削除されました。

2つ目は、2015年 WADC では、非特定物質と 特定物質の場合で制裁に至る過程が異なることに なりました。詳細は(2)で後述します。

3つ目は、「重大な過誤または過失がないこと」 という軽減規定の適用を受けるためには、体内侵 入経路、すなわち、どのように禁止物質が体内に 入ったかを立証することが必要になりました。

# (2)非特定物質と特定物質の場合で制裁に至る過程について

非特定物質が体内に存在した場合に、競技者の 側で当該違反が意図的ではないことを立証しなけ ればなりません。競技者側がこれを立証できない 場合、資格停止期間は4年間とされます。これが 立証できた場合に初めて原則的な資格停止期間が 2年間とされます。

これに対し、特定物質が体内に存在した場合、アンチ・ドーピング機関の側で当該違反が意図的であることを立証しなければなりません。アンチ・ドーピング機関がこの立証に成功すれば、資格停止期間は4年間となり、これが立証できなければ原則的な資格停止期間は2年間となります。

つまり、2015年 WADC 下の事案では、禁止物質の性質ごとに、意図性に関する立証責任が競技者とアンチ・ドーピング機関とに振り分けられて、原則的な資格停止期間が4年間となるか、2年間となるかが決まることになったのです。

2015年WADCの下では、非特定物質が競技者の体内から見つかった場合、競技者が自ら違反が意図的でないと立証しない限り、4年間の資格停止を科されることになりますが、4年間という期間は、競技者にとって、選手生命に影響しうる期間です。そのため、このような制裁を避けたい競技者としては、意図的ではない、という立証活動をすることが必要になりました。

#### (3)「意図的」でないことの立証と体内侵入経路の立証

そこで、体内から検出された禁止物質が非特定 物質だった場合、競技者は、どのようにすれば意 図的でないことを立証できるのか、ということが ポイントになります。

例えば、「私はなぜこの物質が自分の体にあるのか分かりません」と競技者が否認の供述をした場合、判断を任されるアンチ・ドーピング規律パネルは、当該競技者が「意図的」でないことの立証に成功したと認めてよいでしょうか。

この問いに対しては、2015年初め頃にイギリスのアンチ・ドーピング規律パネルが出した決定例が存在しています。当該パネルは、否認の供述だけでは立証としては不十分であり、「体内侵入経路」を立証しなければ、違反が意図的ではないとの立証に成功したことにはならないと判断しました。

では、ここでいう「体内侵入経路」とは、どのようなものが考えられるのでしょうか。

「体内侵入経路」とは、禁止物質が体内に存在するに至った経路をいいます。過去の事案では、リップクリーム、食事、コップ、塗り薬、恋人とのキ

ス、サプリメント、そして注射といったものが「体内侵入経路」になったことがあります。注意すべきことは、サプリメントの摂取や医薬品を注射したことのみが禁止物質の体内侵入経路になっていないという点です。

前述のイギリスのアンチ・ドーピング規律パネルの考え方は、例えば、リップクリームに禁止物質が入っていることが判明して、それを使用したことが禁止物質が体内に存在した理由であると当該パネルが納得して初めて、違反が「意図的」だったか否かを判断できる、という考え方です。確かに、体内侵入経路が分からない状況では、違反が「意図的」か否かについての判断ができないのが通常であり、この考え方は一見合理性があるようにも思えます。

しかし、例えば、母親が調理した食事の中に、何らかの理由で禁止物質が入り、競技者自身もその食事を食べてしまったという場合はどうでしょうか。当該競技者がその後に競技に参加して、ドーピング検査で体内から禁止物質が検出されたとき、競技者自身には全く身に覚えがないので、体内侵入経路が判明しない、という状況が発生する可能性も否定できないと思います。このような事態が生じうることを考慮すると、体内侵入経路の立証というものが、本当に必須なのか、そもそも必須とすべきなのか、という点についての疑問が生じます。

#### (4)体内侵入経路の立証の要否についての決定例の 状況

この点に関しては、各国の仲裁判断例、規律パネル決定例の考え方は、二つに分かれています。

一つには、体内侵入経路の立証は必須の要件である、とした仲裁判断例、規律パネル決定例があります。イギリス、カナダ、アメリカの規律パネルや仲裁機関、そしてスイスのスポーツ仲裁裁判所(CAS)のいずれの機関でも同様の立場に立った判断例が存在しています。

これらの判断例が、体内侵入経路の立証が必須の要件であるとしている根拠として、主なものを3つ挙げます。1つ目は、体内侵入経路が分からなければそもそもパネルが意図の有無を判断することは難しいということです。2つ目は、「意図

的」の定義規定のWADC10.2.3項には、暗にこの体内侵入経路という概念が含まれているという理由付けです。3つ目は、従前から「過誤」の概念においては、体内侵入経路を立証することが要件とされていたことと「意図」の概念において体内侵入経路の立証を要求することは整合することです。

他方、体内侵入経路の立証は必須の要件ではない、とした仲裁判断例、規律パネル決定例も存在しています。同様に、イギリス、カナダ、アメリカの規律パネルや仲裁機関、そしてCASで、体内侵入経路が重要な要素であることは認めつつも、必須の要件ではないとした判断例が存在しています。

これらの判断例が、体内侵入経路の立証は必須 の要件ではない、とした主な根拠を3つ挙げます。 1つ目は、WADC10.2.3項等の関連規定に、どこ にも「体内侵入経路」の立証が必要とは記載され ていないことです。2つ目は、2015年 WADC で は、先ほど説明したとおり、競技者(未成年者を除 く)が「(重大な)過誤または過失がないこと」を立 証する上で、体内侵入経路の立証が要件となるこ とが明示的に規定されたことです。明示的に要件 とされた規定がある一方、WADC10.2.3等には 「体内侵入経路 | が要件として規定されていないの であるから、立法者の意図は、体内侵入経路の立 証を要求しない立場である、ということです。3 つ目は、制裁に関する規定の解釈ないし内容が曖 味である場合は制定者に不利に解釈されるべき で、規定に書かれていない要件の立証を要求して はならない、ということです。

以上から分かるとおり、各国の仲裁判断例、規 律パネル決定例の考え方は、二つの矛盾した内容 に分かれてしまっています。

#### (5)決定例の妥当性について

これらの決定例のケースの番号をみると、古いものよりも新しいものの方が、体内侵入経路は必須の要件でないとする立場に立っており、最近の決定例ほど、要件ではないという立場に立っていると思います。

もっとも、体内侵入経路は要件ではないという 立場に立った場合でも、体内侵入経路を立証でき ない場合に、「意図的」でないことが認められる余 地はほとんどないとしている判断例がほとんどです。そのため、実務上、要件説、要素説のどちらに立つかで、違いはないのではないか、という疑問を持つ方もいるかもしれません。

この疑問に対し、一つの示唆を与えてくれるのが、マケドニアのサッカー選手アリヤン・アデミ選手がUEFAから、アンチ・ドーピング規則違反を理由に、当初4年間の資格停止処分を受け、後にCASで資格停止期間が2年とされた事例です(CAS 2016/A/4676 Arijan Ademi v. Union of European Football Associations)。この事案で、CASのパネルは、「要素説」、すなわち、体内侵入経路の立証は要件ではない、という立場に立った上で、競技者が体内侵入経路の立証に成功していないけれども、「意図的」でないことを認め、アデミ選手の資格停止処分を、当初の4年間から2年間にする判断をしました。

仮に、アデミ選手の事案を担当したパネルが、要件説に立っていたとすれば、アデミ選手は、体内侵入経路の立証に失敗しているので、4年間の資格停止処分を受けていたはずです。WADCの目的である適用の調和という観点からしても、どのパネルが担当するかで処分が変わるのはおかしいことです。現状のパネルの考え方が分かれている状況を放置しておくことは、WADCの適用の公平の観点から妥当ではないと思います。

#### 3. 「汚染サプリメント」事案の場合の2015年 WADC 下における競技者のリスク

(1)日本で発生した「汚染サプリメント」事案の紹介 アデミ選手の事例と類似の事例が日本でも起き ています。

ある自転車の競技者が、インターネットリサーチをしたり、ラベルをチェックし、そこには禁止物質が入っているとは書いていないことの確認をした上で、サプリメントを服用していました。また、当該競技者は、そのサプリメントの服用中に、競技大会出場し、ドーピング検査で陰性の結果を得ていました。

当該競技者は、このような経緯があったことから、同じサプリメントを再度購入、服用し、別の競技大会に出場し、ドーピング検査の対象になりました。当該競技者は、当該サプリメントを使っ

ていたことを、ドーピングコントロールフォーム に記載していました。ところが、この検査で、競 技者の体内から非特定物質の禁止物質が見つかっ たのです。当該競技者は、なぜ自分の体内に禁止 物質が入ったのか身に覚えがありませんでした。

第一審のパネルは、当該競技者が、体内侵入経路を立証できなかったこと、及び、競技者が複数のサプリメントを使っていたことを総合考慮し、当該競技者が「意図的」でないことを立証できていないと判断し、当該競技者に対し、4年間の資格停止処分を科しました。

その後、日本スポーツ仲裁機構の手続きにおいて、再度購入したサプリメントには禁止物質が混入していたことが判明しました。そのため、当該競技者は、日本スポーツ仲裁機構の手続きでは、第一審のときとは異なり、体内侵入経路の立証に成功し、「意図的」でないことの立証にも成功し、「汚染物質」の軽減規定の適用も認められたため、資格停止期間は、4か月に短縮されました。

# (2)当該事案から考えるアンチ・ドーピング規則上の問題

2015年 WADC の下においては、規則の構造上、体内侵入経路を立証できない場合、こういった事業が起きるということを知っておく必要があります。そして、この事業を踏まえると、2015年 WADC の下において、我が国の競技者のリスクとして、3つのことが考えられます。

1つ目は、サプリメントの使用により4年間の 資格停止処分を受けるリスクです。汚染サプリメ ントの問題は、競技者には全く思いもよらない方 法で、禁止物質が体内に侵入することがありうる ことを意味しています。仮に、「意図的」の論点に 関し、パネルが要件説に立つ場合には、体内侵入 経路を立証できなければ、自動的に4年間の資格 停止処分になってしまうリスクがあります。

2つ目は、適切な弁護士代理を受けられないリスクです。前述の自転車競技の競技者は、第一審では弁護士を依頼していませんでした。日本では、アンチ・ドーピング事案で、弁護士を依頼したほうが良い、という考えがまだまだ広まっていません。そのため、競技者が適切なタイミングで、適切な代理人による助言を受けることができないリ

スクがあります。

3つ目は、サプリメント検査費用として高額の 検査費用を負うリスクです。汚染サプリメント事 例では、競技者が「意図的」でないことを立証す る上で、使用したサプリメントの検査を行う必要 があります。検査を行う場合、検査費用を負担す るのは、「意図的」でないことの立証責任を負って いる競技者の側です。実際に、前述の事案におい ても、競技者が50万円から55万円程度の費用を負 担したという認定がなされています。

#### 4. まとめと提言

以上のことを踏まえて、まとめと二つの提言をしたいと思います。

第一に、2015年WADCの改訂が必要です。2015年WADCの下では、禁止物質が非特定物質の場合、違反が「意図的」でないかどうかが、4年間の資格停止処分を受けるかどうかに、大きな影響を与えることになりました。しかし、「意図的」でないことを立証する上で、体内侵入経路が要件なのか要素なのか、という点に関する解釈が世界的に分かれてしまっています。アリヤン・アデミ選手のような事案では、パネルが要件説に立っているのであれば4年間の資格停止となり、要素説に

立っているのであれば2年間の資格停止となる、 ということが理論的には起こり得ます。どの立場 のパネルの判断を受けるかで資格停止期間の長さ の結論が変わることは、WADCの適用の調和とい う観点からは避けるべきことのはずです。

第二に、日本において、よりバランスのとれた アンチ・ドーピング制度を作ることが必要です。 そのために、まず、2015年の WADC 下で、サプ リメントを使うことにリスクがあるということを、 競技者そして関係団体が認識することが必要で す。次に、ドーピング事案で困った状況に陥った 競技者が適切な代理を受けられるよう、弁護士の プールを作ることが必要です。さらに、汚染サプ リメント事案における多額の検査費用や弁護士費 用の補助制度を設けることも必要です。汚染サプ リメント事案では、競技者の側が想定外に禁止物 質を摂取し、資格停止期間短縮のための立証活動 を与儀なくされることがあります。現状、日本ス ポーツ仲裁機構の手続きでは、当事者が最大で32 万4000円の援助を受けられる可能性のある制度を 作っていますが、同様な制度を、第一審であるア ンチ・ドーピング規律パネルでも作ることで、よ りバランスあるアンチ・ドーピング制度にできる のではないかと思います。

#### セッション2:世界アンチ・ドーピング規程の履行

### ロシアドーピングスキャンダルの対策 ―― 現状と学ぶべき教訓 ――

Stephan Netzle(スイス国弁護士) Ulrich Haas(チューリッヒ大学教授)

本報告ではまず、ロシアのドーピングスキャンダルの経緯を振り返り、その上で、リオオリンピックにおける対応とその教訓についても触れたいと思います。

予定されている平昌の冬季大会、日本の夏季大会を前に、どのように対処するべきなのかを述べたいと思います。

#### 1. ドーピングスキャンダルの事実経過

#### (1)ドーピング疑惑の告発

ロシアのドーピングスキャンダルが発覚したのは、2014年末、「トップシークレットドーピングーロシアがどのようにして勝者を生み出しているか」と題するドイツのテレビ番組が放送されたことがきっかけでした。この番組の中では、ロシア陸上競技連盟において大々的にドーピングが行われていることが伝えられました。ドーピングに

関わる機関には、国際陸上連盟、ロシアのスポーツ省、ロシアアンチ・ドーピング機構及びロシアの WADA 承認分析機関が含まれていました。

この告発は、ビタリー・ステパノフ氏というロシアアンチ・ドーピング機構の元職員とその妻で、ロシアの陸上競技選手ユリア・ステパノワ選手の2人が行いました。

#### (2) WADA による調査及び報告書の公表

番組の放送後、WADAは、3人の委員で構成される調査委員会を立ち上げ、時間をかけて事実関係を調査し、最終的に、独立委員会の報告書を公表しました。

報告書の中では、ロシアには深く根付いていた ドーピング文化があったことが指摘されました。 また、多くの医師、監督、分析機関の職員等がドー ピング不正に関わっていたことが指摘されました。

しかし、この調査では、ロシアのスポーツ省が ドーピングスキャンダルに関わっている、という 証拠は一切出てこず、ロシアが国として関わった かどうかは明らかにすることができませんでした。

報告書の公表から数週間後、ロシアのWADA 承認分析機関のトップを務めていたロドチェンコフ氏は、同僚2人が突然死したことを受けて、身の危険を感じ、アメリカに亡命しました。その後、アメリカの新聞社のインタビューの中で、ロドチェンコフ氏は、ロシアが国としてドーピングに関わっていることを証言しました。

この告発を受け、WADAは、リチャード・マクラーレン教授を委員とする新たな調査委員会を設置しました。マクラーレン教授は、リオオリンピックの数週間前に、報告書を公表しました。報告書の中では、ロシアでは、国が関わって組織的なドーピングの隠蔽が行われていることが指摘されました。

#### 2. 摘発されたドーピングの手口

アンチ・ドーピングの手続きでは、ドーピング 検査の計画を立て、検体を回収し、検体を分析機 関に輸送し、解析するなどの結果管理を行われて います。また、競技者に聴聞の機会を付与し、規 律パネルによる決定が行われます。

ところが、ロシアでは、スポーツ省による分析

機関の "ハイジャック" が行われていました。この結果、ロシアの分析機関を、いわば "ドーピング研究所" にしてしまったのです。この「研究所」では、以下の4つのことが行われていました。

#### ① 陽性検体の隠蔽

分析機関が、ドーピングを隠蔽するための技 法を研究していました。

まず、検体がアスリートから採取され、分析 機関に輸送されます。次に、分析機関で一時 的なスクリーニングがなされ、検体のチェッ クがなされます。そこで、異常が検知された 場合、スポーツ省に対し、検体の処置につい ての伺いがなされます。その後、スポーツ省 がデータの偽装をするように指示し、分析機 関は、検体が陰性だったと報告します。

報告書によると、この手法は、陽性検体隠蔽技法と呼ばれていました。

#### ② 検体のすり替え

上記の手法だけでは、第三者が分析機関の調査に来た場合、陽性の検体が見つかるリスクがあります。そこで、ロシアの分析機関では、「検体のすり替え」を行っていました。

ソチオリンピックの際、分析機関は、通行証がある人だけが立ち入ることができる場所でした。そこで、ロシアのシークレットサービスは、分析機関のすぐ隣の部屋を借り、壁に小さな穴を開けました。この穴は、ネズミの穴と言われていました。

そして、ソチオリンピックに出場したロシアの選手は、クリーンな検体を大会の数か月前に提供し、クリーンな検体が、ソチの分析機関で数か月間保管されていました。ロシアの競技者は、クリーンな検体を提供した後、狂ったように禁止薬物を取りました。そして、ソチオリンピックに出場し、検体を提供する際、分析機関がどの検体をすり替えればいいか認識することができるように、検体の番号の写真が分析機関に送られていました。これで、分析機関は、ダーティーな検体とクリーンな検体のすり替えを行うことができます。通常、検体は密封されているため、割ること

なく開封することは不可能です。しかし、ロ

い方法を開発していました。検体ボトルを製造するスイスの会社は、絶対大丈夫と言っていましたが、実際はそうではなかったのです。

#### ③ 競技者へのドーピングのアドバイス

ロシアでは、競技者に対して、効果的なドーピングの方法が伝えられていました。報告書の中では、短期間で効果を出すために「Duchess Cocktail」といわれるカクテル状態の禁止薬物が摂取されていたことが指摘されています。

#### ④ 禁止薬物使用の発覚を防ぐ事前テスト

分析機関は、国際大会に選手を派遣する前に、 分析機関に選手を赴かせ、テストを行います。 そして、血液あるいは尿から禁止薬物が検出 されるかどうかをチェックしていました。そ して、クリーンだった場合のみ、大会への出 場を認めていました。

すなわち、分析機関は、ドーピング違反者を 見つけるのではなく、ドーピング違反者が捕 まらないように助けていたのです。

#### 3. 2016年リオオリンピックでのドーピングス キャンダルを題材に

ロシアのシークレットサービスによって借り上 げられた分析機関の隣の部屋の壁には、前述のと おり、穴が開けられていました。この穴から検体が 一方の部屋から隣の部屋へと渡されていたのです。

これが明らかになったのはリオオリンピックのほんの数週間前というタイミングだったため、IOCは、対応を迫られました。最初の反応は、選手のスキャンダルが出てくるのが大会後だったらもっと楽だったのに、という反応でした。IPCは、ロシアのパラリンピック委員会を排除しましたが、IOCは、問題をIFに転嫁することで、自分たちは手を汚さないという戦略を立てました。

すなわち、ロシアのオリンピック委員会を排除 せず、ロシアの選手が全てドーピングをしている という推定を立てた上で、個人の選手に対し、IOC の一定のガイドラインに則って、反証の機会を与 えました。このガイドラインの履行はIFに委ねら れましたが、IFは開幕1週間前のタイミングで決 断を迫られたため、大きな混乱となりました。最 終的に、国際競技連盟の一部は、ロシア選手を全 面的に排除し、ないし一部だけ受け入れました。 他方、大多数の国際連盟は、ロシア選手団を全員 受け入れました。

除外された選手は、スポーツ仲裁裁判所に仲裁 申立てをしました。私はリオオリンピックではア ドホック仲裁部門の仲裁人を務めておりましたの で、大会期間中は、全く外に出ることができず、 昼夜仕事をしていました。

#### 4. ドーピングスキャンダルの個々の選手への影響

このロシアにおけるドーピングスキャンダルの 影響は、個々の選手に対し、どのような影響を及 ぼしたのでしょうか。

#### (1)ロシア陸上競技選手の排除

ロシアの組織的ドーピング不正に対する対応は、 国際競技連盟それぞれで違いました。

国際陸上競技連盟は、ロシアの陸上競技選手を全面的に出場させませんでした。この対応は、1年間かけて行った独自の捜査の結果、ロシア選手に関わる組織ぐるみのドーピングの一報があったときに、オリンピックの前に決定されました。

これに至るまでに、国際陸上競技連盟は、ロシアに対し、リオ大会の1年前にアンチ・ドーピング体制を改善してください、そうでなければ選手団がリオに行けないかもしれません、と警告を発していました。ロシア陸上競技連盟と国際陸上競技連盟との間で、2015年12月に、2016年の6月までにWADCを遵守する、という期限が設定されました。結局、ロシアは、期限になっても、WADCを遵守できておらず、未だに隠蔽を続けていました。

例えば、ロシア以外のアンチ・ドーピング機関がロシアを訪れ、競技者の検査をしたいと言っても、当該アスリートが、外国人が入場することができない軍の町にいるのでテストできない、と言われていました。その結果、検査機関や国際陸上競技連盟の間でもフラストレーションがたまっていきました。そこで、2016年の6月、国際競技連盟はロシアの合意不遵守を理由に、ロシア陸上競技連盟を資格停止を継続することとなりました。2016年の6月が近づく中、こういった措置ができるような法的な整備も行われました。

私は、国際陸上競技連盟に対しては、全ての選

手を除外するのは難しく、それは不均衡な制裁となるので、個々の競技者を調査するべきと助言しました。例えば、国外に住んでいる選手で、ロシアアンチ・ドーピング機構の検査対象となっておらず、常に外国のアンチ・ドーピング機関の検査対象となっている者であれば、除外するべきではないとアドバイスをしました。国際連盟も、最終的にそのような判断をし、中立的な立場の選手として、国外に住むロシア人の選手の資格が認められました。

#### (2)リオオリンピックにおけるロシア選手の排除

リオオリンピックで、一部の競技団体で、IOC のガイドラインに従わなかったロシア人選手が除外されましたが、国際競技連盟の対応にはばらつきがあり、非常に緩やかな対応を取ったところもありました。例えば、ロシアの石油会社等が大きなスポンサーとなっている国際競技連盟は、非常に緩い対応に留まりました。

#### (3)冬季競技におけるロシア選手の排除

バイアスロンの世界選手権、スキーのワールドカップ、クロスカントリー等の多くの冬季種目については、ロシアは撤退することになりました。これは、別のスキャンダルに発展しないように自発的に撤退することを奨励されたということです。

#### (4)ロシアアンチ・ドーピング機構の WADA の承 認の撤回

ロシアアンチ・ドーピング機構は、WADAの 承認を失い、ロシアではアンチ・ドーピングプロ グラムを展開できなくなりました。復帰するため には幾つかの要件を満たさなければならず、これ を満たさないと復帰できないことになりました。 また、ロシアから他の国へ検体を輸出することも できなくなった時期がありましたが、アンチ・ドー ピング界の圧力をかけられ、ロシアは、検体を他の 国に輸送することを認めざるを得なくなりました。

#### 5. 法的な問題点

ロシアのドーピングスキャンダルにより、国際 的にメディアで大きな報道がされました。以下、 一連のスキャンダル後に出てきた法的な問題を考 察したいと思います。

#### (1)証拠及びその信用性

第一に、証拠の問題です。不正に関する十分な 証拠があったと言えるでしょうか。ロドチェンコ フ氏は、もともとロシアの分析機関の所長であり、 今はアメリカに亡命して保護の対象となっている ため、彼と話したくても直接話すことはできず、 常にFBIが傍受している状況です。ロドチェンコ フ氏の供述の信用性は、一つの問題点です。

#### (2)集団に対する制裁

第二に、競技団体全体を除外する法的根拠の問題です。仮に、告発の内容が真実だったとしても、それを理由として、例えばROCをオリンピック大会から除外するだけの十分な根拠となりえるのかは非常に大きな問題です。一部の選手に対する告発が正当であったとしても、だからといって、全体を制裁の対象にしていいのか、という問題ともいえます。

この問題を受け、WADAは、現在、新しい国際基準を検討しています。例えば、WADCは、アンチ・ドーピング機関やIFが署名当事者になっていますが、当該署名当事者がWADCを遵守しなければ、当該団体に制裁が科せられるというものです。

もちろん、個人の選手の責任の問題もあります。 CASに仲裁申立てがされる場合、WADA対ロシアの連盟の対立ではなく、当事者は、あくまでも個人の競技者となります。ロシアに対する告発だとしても、個人の責任を問わなければなりませんが、マクラーレン報告書中では、個人の責任を見い出すことは難しくなっています。

#### (3)制裁の対象

アンチ・ドーピングに関しては、国際競技連盟が制裁を決めることになるため、犯した違反と科せられた制裁の均衡性が問題になります。

CASに申し立てた多くの選手は、オリンピック大会に出ることはできませんでした。この点、WADC上、制裁を科すにあたっては、大会期間中であるか否かは考慮するべきではないことが定められています。

その一方で、制裁の対象期間が夏季大会中では

なく、冬季大会の方がよいのでは、ということも 議論されています。これは、メディアが提示した 問題点です。

#### (4)平等取扱い

ロシアだけにドーピングの疑いがあるのか、他の国はどうなのか、ということも論点になっています。ロシア側は、どうして同じだけの捜査をロシア以外の国に向けないのか、他の国でもドーピングの疑いのある選手がいるならば、当該選手も追及するべきではないか、という反論をしています。

#### (5)最近の CAS 仲裁事例の紹介

私は、国際スキー連盟の代理人を務めていますが、国際スキー連盟は、ロシアスキー連盟全体を資格停止としませんでした。ただし、マクラーレン第二報告書の中で、名前が出てきた選手だけを暫定的に資格停止としました。先ほどDuchessという名前のカクテルの話がありましたが、6名のロシア人のクロスカントリー競技の選手が、ソチオリンピック期間中に、尿検体を提供しましたが、この6名の提供した検体には傷が付いており、誰かがこの容器を開封したと考えられました。

そのため、6人のロシア人選手が捜査対象となり、その捜査期間中、2017/18年の冬のシーズンの大会に暫定的資格停止となりました。この期間中には、オリンピックに次ぐ世界選手権も含まれています。

これらの検体は、ソチオリンピック期間中に採取されたものであるので、アンチ・ドーピング規則違反があったかどうかの判断権は、IOCが持っています。ただし、オリンピック以降の管轄は国際スキー連盟が持っているため、IOCができることは限られています。IOCは、オリンピックの出場資格を停止し、メダルを剥奪することはできますが、2年、3年、4年の資格停止処分を科すことはできません。したがって、国際スキー連盟としては、IOCがこの事案の捜査をしている間は、暫定的な資格停止を定めるほかありません。

IOCの捜査は、昨年始まり、未だに継続中です。 最終的に、捜査対象となっている選手を競技に参 加させるか否かは、国際スキー連盟が決めること になります。 この6名の選手は、ソチでは複数のメダルを獲得しているにもかかわらず、世界選手権にも出場できませんでした。個人的にも、チーム全体にとっても厳しい制裁が科せられたということです。

彼らは、CASの仲裁手続において、マクラーレン報告書は、1人の内部告発者ロドチェンコフ氏だけの言葉しか引用しておらず、信用できない、と主張しました。そして、「個々の競技者が実際に不正に関わったかに関する証拠はない」、「他の選手と同じようにドーピングコントロールステーションを離れており、それ以降検体に手を入れることはできないのだから、容器を開けたのも閉めたのも選手ではない」という主張をしました。また、彼らは「シークレットサービスなんて知らない」「ロドチェンコフ氏と会ったこともない」「クリーンな検体を事前に出したことはない」と主張しました。

これに対し、CASは、国際スキー連盟が暫定的な出場停止を命じる場合、捜査期間中は、アンチ・ドーピング規則違反の証明までは必要はなく、暫定的な資格停止である限り、合理的な可能性がある程度でも認められる、という立場を取りました。確かに、マクラーレンの報告書は、様々な証拠が添付されており、違反の合理的な可能性を提示したといえます。

しかしながら、暫定的な資格停止の措置は、2017年10月31日を期限としており、その期限が終わると、それ以降6人の選手は競技に参加できることになります。新しい処分を科すためには、高い水準で違反の証拠を示す必要があります。マクラーレン報告書は、IOC はさらなる証拠を出さなければならない、ということを示しています。

#### 6. 2018年平昌オリンピックへの影響

マクラーレン報告書に加えて新たな証拠が出て こない限り、全員ではないとしても、多くのロシ アの選手が平昌オリンピックに参加することにな るでしょう。

現在、ロシアの選手に対しては、厳しい目が向けられています。また、ロシアアンチ・ドーピング機構は改革を求められています。今後、一般の人や選手からも、ロシアに対して、ボイコットを求めるという声が出てくるかもしれません。

#### 日本のアンチ・ドーピング法の起草

今泉 柔剛 (スポーツ庁国際課長)

#### 1. 2020年東京オリパラ大会への期待

2013年9月にブエノスアイレスで当時 IOC 会長ジャック・ロゲ氏により、2020年オリンピック・パラリンピック大会が東京と定められた際、ロゲ会長は、日本が選ばれた大きな理由として、ドーピング対応を重視したとコメントしています。また、2016年のリオオリンピックの際、IOCのバッハ会長は、安倍総理と会談し、30分の会談時間の大半を使い、アンチ・ドーピングについて、日本に頑張ってもらいたいという話をしました。このように、東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、日本に非常に強い期待が寄せられています。

このような中、2020年大会に向けて、我が国がどういう体制を取らなければならないでしょうか。わが国では毎年5000件から6000件くらいの検体を採っています。オリンピック・パラリンピックの際は、オリンピック期間の3週間、パラリンピック期間の2週間の計5週間の間に年間の採取数と同じくらいの検体数を採らなくてはなりません。この計算は、あくまでもロンドン大会をベースにしていますので、実際はもっと多くなるかもしれません。

また、オリンピック・パラリンピック大会の際は、レギュレーション上、血液検査を20パーセント以上、競技会外検査を50パーセント以上行うことが求められます。そして、結果報告は、通常であれば10日以内のところが、24時間以内の報告を求められます。

日本で行われるオリンピック・パラリンピック 大会において、ドーピング違反を出さないことを 目指すのであれば、まず日本でドーピング違反を すると捕まってしまうと思わせるようなしっかり したドーピング検査の体制が必要になります。そ れには、量だけではなく、質の確保も必要になり ます。

#### 2. アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向け たタスクフォース

この量と質の確保に向けて、一昨年の10月頃、 文部科学副大臣の下でタスクフォースを立ち上げ て、昨年11月に報告書を出しました。この報告書 の中身を少しご紹介したいと思います。

#### (1)わが国の現状

わが国は、JADAをはじめとした熱心なアンチ・ドーピング活動により、国際的に見ても非常にドーピング違反確定率が低い状況にあります。前述のとおり、年間5000から6000件の検体を採っていますが、毎年6、7件くらいの違反に留まっています。つまり、1000人に1人ぐらいの違反確定率になるわけですが、諸外国を見てもこれだけの検体を採っている中で、違反確定がこれだけというのは非常に少ない状況です。また、日本は、WADA創設以来、WADA常任理事国であり続け、国際的なアンチ・ドーピング活動にも積極的に対応し、アジアのリーダーとして活動してきています。

その一方で、わが国には課題もあります。一つ目に、1964年の東京大会の際は、まだ「アンチ・ドーピング」という考え方自体がなかった時代でした。つまり、わが国において、オリンピック・パラリンピック大会で、アンチ・ドーピングの体制をしっかり組まなければならないことが意識され、体制を整備するのは今回が初めてです。その中で、国際的な大規模競技大会に対応できる語学力、そして経験を持った人材の育成が急務です。

二つ目に、昨年のリオオリンピック・パラリンピック大会の直前に出されたWADAのマクラーレンレポートで指摘されたように、ロシアの組織的なドーピング違反疑惑の問題があります。もともと、アンチ・ドーピングのシステムは国内アンチ・ドーピング機関を信用した形で作られています。ゆえに、その国内のアンチ・ドーピング機関自体が組織的なドーピング違反をしてしまうと、そもそもシステムとして成り立たないものです。

ただ、それが現実的に起こってしまいました。また、諸外国においては非常に深刻なドーピング違反が生じています。わが国では、これらに対する危機感が希薄というのが課題です。

三つ目に、国内のドーピング違反は、当然、年間ゼロを目指していかなくてはなりませんが、件数が少ないとはいえ、毎年必ずドーピング違反が出てしまっています。2020年には年間の違反者もゼロにして、その年間の違反者がゼロの状態を東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、ずっとその後も保ち続けるという心意気でこの体制整備をしていかなければならないと考えています。

#### (2)わが国が喫緊に取り組まなければならない対応

わが国が喫緊に取り組まなければならない対応の一つは、前述のとおり、日本でドーピング違反をすれば捕まると思わせるようなしっかりとしたドーピング検査の量と質の確保です。そして、ドーピング検査だけでは見抜くことができない違反がありますので、ドーピング検査の質を高める上で、いわゆるインテリジェンスの共有をやっていく必要があります。すなわち、アンチ・ドーピングに関係する様々な機関が持っている情報を集約し共有してドーピング検査に役立てていくことが必要です。

二つ目に、教育です。前述したとおり、少ない とはいえ、わが国もドーピング違反がゼロではあ りません。しかも、そのドーピング違反の中身を 見ても、決してうっかりドーピングだけではなく、 意図的なドーピングも発生しています。さらに、 国外を見てみれば危機的な状況も発生していま す。そういう中で、アスリート、そしてコーチ等 のサポートスタッフ、いわゆるアントラージュの 研修をする必要があります。さらに、こういった アスリートに対する研修の枠には入ってきません が、今後、アスリートになっていく若い将来のア スリートたち、また、国民全体に、アンチ・ドー ピングというものを通じて、スポーツの価値、イ ンテグリティに対する教育というものもやってい かなければなりません。そして何より、ドーピン グ検査員という専門人材の育成も必要になりま す。医師・薬剤師への教育はうっかりドーピング を防ぐためにも必要になってきます。

三つ目は、今いたちごっこになっているドーピング違反に対して、それをすり抜けようとする技術を先に見抜くための研究開発が必要です。ドーピング検査は、非常に心身に負担がかかります。尿検査にしても、知らない人の前で尿をしなければなりません。血液検査にしても、競技が終わった後に検査されなくてはなりません。または抜き打ちで練習のある合間に検査されなくてはなりません。腕を使う競技であれば、これは非常に深刻です。いかに心身の負担の少ないドーピング検査を行うのかも、重要な研究開発の課題と思っています。

四つ目に、前述のロシア事例で出たとおり、組織的なドーピング違反に対して、どう対応していくのかが問題です。これは、日本が対応するというよりも、今、WADAが対応しているので、それに日本がどう貢献していくのかという観点から、わが国が取り組まなければならないものです。

#### 3. スポーツにおけるアンチ・ドーピング推進法案

上記対応をするため、アンチ・ドーピングに関する推進法をこれから国会でご議論いただくことになっています。

これは、2016年11月にタスクフォースの報告書を出した後に、超党派のスポーツ議員連盟において、ワーキングチームが設けられました。その中で、条文が議論され、今年の4月にその条文案が、スポーツ議員連盟で了承されています。このスポーツ議員連盟には、自民党、公明党の与党だけではなく、いわゆる野党も含めて入っており、そこで了承され、与党や野党の一部では党内手続も既に終了しています。ただ、先の通常国会では、終盤に様々な政治問題が生じた関係で、国会が空転してしまい、アンチ・ドーピングに関する法案が提出できませんでした。

今年9月末頃に召集される臨時国会で、この法 案が提出され、うまくいけば成立することが期待 されています。そして、成立すれば、わが国で初 めてのいわゆるアンチ・ドーピング法が制定され る形になります。その施行日は来年の4月1日か らを予定しています。

ここでは、アンチ・ドーピングに関する推進法

案の中身を少し紹介したいと思います。

#### (1)責務規定

一つは、全ての関係者が一丸となって、わが国におけるドーピングの撲滅を目指していきます。 そのために、アスリートには、ドーピングをしてはならないという責務を、アスリートをサポートするスタッフには、ドーピングを幇助してはならないという責務を、国やJSC、スポーツ団体、地方公共団体にも、それぞれ責務が課されています。そして、それを支援するために、国は必要な法制上、財政上の措置を取らなければならないという形になっています。

#### (2)基本的施策

次に、どういう体制を取らなければいけないかも記載がされています。狙いとするところは、安全なアンチ・ドーピング体制を整備し、このアンチ・ドーピング活動を充実化させるということです。そのことによって、ドーピングの撲滅を図るということです。

一つ目は専門人材の育成、二つ目は研究開発、 三つ目は教育啓発、四つ目は、医師、薬剤師等の 医療従事者に対する情報提供、そして五つ目は、 いわゆるインテリジェンスの共有に関するもので す。

ただ、このインテリジェンスに関する情報共有は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律や独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、そして一般の個人情報の保護に関する法律の三つの法律の立て付けの中で、それぞれが持っている個人情報を第三者提供できるのは、①本人同意、②法に規定されている特別な理由、③相当な理由、④法令上に別の定めのある場合、この四つのケースに限られています。まさに、関係行政機関の長がアンチ・ドーピングに関する情報を持っている場合、文部科学大臣がそれを要請したらそれを提供するという、いわゆる個人情報保護法の例外の部分になります。

#### 4. 今後の検討事項

条文の概略を説明しましたが、この法案には本 則だけではなく、附則が付いています。附則の中 に、「ドーピングに関する国の関与の在り方を含め て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を 講ずるものとする。」ということが規定されていま す。この「国の関与」というのは、いわゆる刑事 罰や強制捜査のような公権力の行使を想定してい ます。アンチ・ドーピング活動において、強力と もいえる公権力の行使をどこまで行うのかが、前 述の超党派のスポーツ議員連盟の議論の中でも、 実は非常に大きな問題で、結論がつきませんでし た。結論がつかなかったがゆえに、今回、引き続 きの検討を行うという形で規定されました。

なぜ、この検討を終えた後に法案提出しないの かというと、重要なのが、人材育成の部分です。 特に専門人材の育成については、本業がある人が ドーピング検査員になるための研修を受けて、ドー ピング検査員になることが必要です。これから、 わが国においては、現在いるドーピング検査員だ けでは圧倒的に足りないので、あと3年間で、ドー ピング検査員を必要な数確保しなければなりませ ん。通常、育成には、短ければ半年、長ければ1 年半、下手すると2年ぐらい時間がかかります。 本業を持ってらっしゃる方が、本業をやりながら その研修を受ける形になるので、やはり2年ぐら いの余裕期間は必要になります。それを考えると、 この公権力の行使をどうするという議論を待って それから法案を提出すると、とても人材育成が間 に合いません。そういう状況の中で、今回、重要 な点ではあるが、附則において引き続きの検討課 題としています。

以下、この附則に係る論点として、結論が出ているわけではないが、検討事項をいくつか提示します。

#### (1)官と民間の役割整理

まず、アンチ・ドーピング活動は、法律で定めるものなのか、それとも民間の契約的な形で定めるものなのか、という点です。今、国際的には世界アンチ・ドーピング規程があり、日本国内には日本アンチ・ドーピング規程があります。各スポーツ団体は、日本アンチ・ドーピング規程を準用する形で、管理規則を定めています。アスリートは、その各スポーツ団体の管理規則を順守する形で、結果的に世界アンチ・ドーピング規程を遵守する形になります。世界アンチ・ドーピング規程を適守する形になります。世界アンチ・ドーピング規程を適守する。

WADA を中心に作成されたものですから、全て 民の契約の中で行われている仕組みということに なります。

それに対して、国がどう関与していくのでしょうか。ユネスコの国際規約がありますが、ユネスコの国際規約で政府の役割として書いてあることは、いわゆるWADAがやっているアンチ・ドーピングの取り組みに協力すること、そして、教育活動・研究開発を行うことです。つまり、民で行っているものに対して、官は、それを支援するという立場です。

この民の契約の中で行われている行為に対して、 官が入っていくという公権力の行使の位置付けを どう整理するのかが一つ問題です。

# (2)公権力の行使を発動する範囲・保護法益・立法 事実・構成要件の特定

公権力の行使を発動する場合の範囲や保護法益、わが国における立法事実、構成要件をどのように特定化するかといった様々な法的課題もあります。

例えば、わが国においては既存の刑法があり、 麻薬関係法も薬事法も関税法もあります。すなわ ち、既存のアンチ・ドーピングに関わる法制度は、 既に存在しています。では、このアンチ・ドーピ ング法で、既存の公権力の行使ができる範囲を超 えて、アンチ・ドーピングに関して取り締まらな ければならないものは何でしょうか。それは、当 然ながら、これまでの立法事実を基に検討してい くわけですが、立法事実がわが国においてあるの かが、非常に重要な論点として挙げられています。 平成14年から27年までのドーピング違反の件数 81件を全部見ても、うち79件が検査で陽性反応が 出たケースで、うち1件がドーピング検査を回避 したケースで、もう1件が居場所情報提供義務違 反のケースでした。つまり、全てドーピング検査 に関わる中で取り締まれる範囲ということです。

もう一つ重要なのが、わが国では、まだインテリジェンスの体制が整備されていませんので、ドーピング検査で把握している以外にドーピング違反があるかもしれないということです。今はそれを捕捉する仕組みがそもそも存在していないので、目に見える形で、いわゆるアンチ・ドーピング規

律パネル決定という形で、事実としては出ていませんが、本当に事実として存在してないのかというと、必ずしもそうとも言い切れません。

その他に、構成要件も、アスリート関しては問題となります。例えば、公務員や医師など身分が明らかな人は、構成要件として立てやすいですが、アスリートは、その時々の状況によって、トップアスリートにもなればトップアスリートから外れることもあります。大会ごと、調子によって変わってきます。果たして、そういう性質のアスリートのドーピング違反をどう取り締まるのかが問題です。また、アスリートだけでなく、その周辺にいるアントラージュをどう捕捉してくのかも非常に重要な論点です。

#### (3)他国の現状とわが国の法体系との関係整理

他国には、既にドーピング違反に対して刑罰を 設けている国があります。例えばドイツ、フラン ス、イタリアなどです。

ドイツの場合、法令上、いわゆるRTPAといわれるトップアスリートが登録されるプールがあります。そこに登録された人は、違反をすれば全て刑事罰の対象となります。ただし、罪刑法定主義が厳格に貫かれているわが国において、適用対象を民間の団体が決めるという仕組みは、なかなか採りづらいと思います。

フランスは、スポーツ大臣が刑事罰の対象を決める形になっており、対象者で違反した人が、刑事罰を受けることになります。日本で言う文科科学大臣が刑事罰の対象となる人を決め、その人が違反行為をすれば、刑事罰を受けることになりますが、これも日本では難しいといえます。

イタリアでは、対象者の明示が全くされていないので、極端な例を挙げれば、高齢者がゲートボールをするときに健康のために飲んだ薬に禁止物質が入っていると、それで捕まることも決してないわけではありません。構成要件が明確に書かれていないので、対象者を執行機関の判断で決められるおそれがあり、わが国の法制度に適用するのが難しいところがあります。

#### (4)その他検討事項

スポーツ基本法の中には、スポーツに関し、自

律性、自主性を尊重しなければならないという規 定があります。アンチ・ドーピングは、まさにそ の最たるもので、決められたルールの下で、公正 公平にスポーツをしましょうというのがスポーツ の基本です。これは、選手同士、そしてスポーツ 団体同士で取り締まるのが当然ながらあるべき姿 です。そこに公権力がどうやって入っていくのか、 スポーツの自律性、自主性という哲学との関係を どう整理するのかが問題です。

今回のアンチ・ドーピングに関する推進法の中 では、国際競技大会に出場する選手、およびその 選手を支援するサポートスタッフに対して責務規 定を課すことにしました。そして、そういう選手 がドーピング違反をすること、または、ドーピン グ違反の幇助をすることを、明示的に「違法」と いう位置付けにしています。ただし、この「違法」 の位置付けは、あくまでも責務規定であって、刑 事罰が伴うものではありません。責務としてやら なければならないというのは、国民の、選手の、 そしてサポートスタッフの理解の得られるところ ですが、もし、その人たちだけに刑事罰が科せら れる可能性があるということになってしまうと、 やはり大きな抵抗が考えられます。そして、その 抵抗がある中、法案を通すのであれば、保護法益 はどうなのか、立法事実はどうなのか、構成要件 を非常に明確化して、正々堂々とやっているあな たは大丈夫で、そうじゃない人がこの刑事罰の対 象となるということを明示しなければいけません。

さらに、刑罰には補充性の原則があります。既 にアンチ・ドーピングに関しては、最大で4年間 の資格停止という重いスポーツ制裁があります。 そういうスポーツ制裁がある中、どこまで公権力 の行使の仕組みを設ける必要があるのでしょう か。例えば、スポーツ制裁の対象とならない人た ちが、ドーピング違反に関与しているケースもあ り得るので、そこに関しては公権力の行使の必要 性というものはありえます。ただ、現在、それを 捕捉する仕組みが十分に整備されてないので、そ うした事実があったとしても、それを案件として 議論する状態には至っていない状況です。

また、アンチ・ドーピング活動もスポーツの価値を高めるための行為ですが、アンチ・ドーピングの仕組みとしての公権力の行使が逆ベクトルになって、国民に対し、「トップアスリートになると不利なんだ。」と思わせてはなりません。逆ベクトルに働かないような仕組みづくり、広報の仕方というのが重要になります。

最後に、禁止物質、禁止行為のわが国における 違法性です。例えば、禁止物質の中には、風邪薬 に使われるものも含まれています。アンチ・ドー ピングのために、その禁止物質の全てを違法とし てしまうと、その風邪薬を摂取できないことにな ります。例えば、禁止物質の中には筋力増強剤が ありますが、筋力増強剤は、高齢者がけがや病気 のリハビリテーションをするときには必要になる ものです。それを禁止物質として違法化すること はできないので、まさに、誰が、どういう行為を したら違法になるのかの特定が必要になってきま す。

### セッション3:国内アンチ・ドーピング法の制定

# 刑事法とドーピングとの戦い — 刑事法化と手続的措置

Christian Schwarzenegger(チューリッヒ大学教授) Gian Ege(チューリッヒ大学助教)

#### 1. はじめに

#### (1)問題の所在

ドーピングが「詐欺」にあたりうるかと問われ

れば、多くの人は「詐欺」にあたると言うと思います。 詐欺は、重大な刑法違反です。 例えば、 陸上の競技者がドーピングをして過去に類をみない

記録を出すような行為は「詐欺」にあたり、当該 競技者は犯罪者といえます。また、サッカーの試 合で、他の選手が疲れを見せている試合終盤に、 ドーピングをしている者がゴールを決めれば、こ れも一種の「詐欺」と言えると思います。

現在、「民間」だけでなく、国家が、アンチ・ドーピング規則の違反者を摘発するための活動を行う義務を負うことが期待されています。ここでいう「民間」とは、国際競技連盟などのスポーツ団体をいいます。スポーツ団体は、アンチ・ドーピング規則を履行する責任を負っており、資金や労力をかけて、分析機関を設置したり、また世界アンチ・ドーピング規程やその他の規則を履行しようとしています。

しかし、「民間」がドーピングの証拠や情報を集めるには限界があります。ドーピングは、宿泊先の密室で行われることがありますし、禁止物質の供給が秘密裡に行われることがあります。こうした場合、ドーピングの証拠や情報を集めるためには、通信傍受などの強制捜査が必要になります。そうだとすると、「民間」が、従来のシステムの中で、ドーピングを摘発するには限界があるといえます。

#### (2)ドーピング摘発のためのアプローチ

ドーピング摘発のためのアプローチの一つ目として、スポーツ団体やアンチ・ドーピング機関が行う活動があり、現状、ドーピングの摘発に関して、現状、刑法や国家が果す役割は小さいといえます。

他方で、ヨーロッパの中では、実務上の必要性から実用的なソリューションを導入しようとしている国があります。世界アンチ・ドーピング機構などのスポーツ団体が、ドーピングを撲滅するための十分な証拠を大々的に集められるようにするものです。これは、トップレベルのスポーツにおいて、自己ドーピングを刑罰化することによって実現されます。自己ドーピングを刑罰化することで、強制力をもって、通信傍受やおとり捜査などを用いて、証拠や情報収集を行うことができるようになります。その他、ドーピングを詐欺として刑罰化することも考えられます。例えば、オーストリアでは、既にドーピング詐欺を刑法典の中で

規定していますので、強制捜査を行うことができ ます。

#### (3)スイスのドーピング関連法

スイスには現在、2011年に制定された Federal Act on the Promotion of Sport and Exercise (以下「スポーツ・プロモーション法」といいます)という法律があります。この法律は、スポーツの多岐に渡る事項を規定すると共に、ドーピングの刑罰化に関する規定も含んでいます。

スイスの国内アンチ・ドーピング機関 Anti-doping Switzerland Foundation は、スポーツ・プロモーション法の中に根拠をもつ法人で、アンチ・ドーピング規則違反の捜査を担っています。

この法律では、スポーツ団体と法執行機関(警察)との間での情報の共有や交換を規定しています。こうした規定は、マネー・ロンダリング、組織犯罪に対する捜査と同じような仕組みで、ドーピングの証拠を共有して摘発するためのものです。

# 2. ドーピングの刑法化と強制捜査について

#### (1)スポーツ・プロモーション法

スポーツ・プロモーション法22条1項は、ドー ピング禁止物質(以下単に「禁止物質」といいま す)に関し、禁止物質を製造、頒布・販売、所持等 する行為を、基本的な違反行為として規定してい ます。検察官が刑事責任を行為者に対して問うた めには、刑法の一般原則と同様に、当該行為者の 故意を立証しなければいけません。注意すべきこ とは、この禁止物質に関する行為は、第三者に対 する使用でなければなりません。同法22条4項 は、禁止物質に関する行為が自己使用のためで あった場合、刑罰を科さないことを明示的に定め ています。すなわち、スポーツ・プロモーション 法の下では、自己ドーピングは、刑罰の対象となっ ておらず、当該製造、頒布・販売、所持等が自己 使用目的である限り、当該行為者に刑事責任を問 うことはできません。

同法22条1項の法定刑は、「3年を超えない範囲の懲役または罰金」とされています。また、同法22条1項の罪に対しては、強制捜査として、捜索や差押えを行うことができます。

同法22条2項は、重大事案の場合の規定です。

重大事案とは、行為者が、(a)グループの一員として動いている場合、(b)競技者の健康に重大な危険を与える場合、(c)18歳未満の者に禁止物質を頒布する場合、(d)高額の対価を得る場合をいいます。本項に違反した場合の法定刑は、「5年を超えない範囲の懲役もしくは罰金又はこれらの併科」とされています。この規定に対応する強制捜査としては、捜索・差押えに加えて、通信傍受やおとり捜査を行うことができるとされています。

実務上、アンチ・ドーピング規則違反の発見に、通信傍受等の強制捜査は役に立っているでしょうか。当局の資料によれば、これらの強制捜査が用いられているのは、年間32-63ケースですが、これらのケースの大半がドーピングの事案と言われています。

#### (2) TPA 法

多くの禁止物質は、医薬品であり、Therapeutic Product Act (以下「TPA法」といいます)の規制を受けています。

例えば、エリスロポエチン(EPO)は、ドーピング物質として有名ですが、貧血の薬としても使用されています。喘息の薬も、たんぱく同化作用があるので、アンチ・ドーピングの規制を受けています。もっとも、喘息の薬については、適用除外を受ければ、競技会で使用することも認められています。

TPAとスポーツ・プロモーション法は、保護法益が異なっており、スポーツ・プロモーション法が優先的に適用されます。

当局としては、Anti-doping Switzerland Foundation、Swissmedicと警察当局の三者がいます。一般的には、Anti-doping Switzerland Foundationが、ドーピング物質か否かを判断し、スポーツ・プロモーション法22条1項、2項が適用可能か否かを決定し、警察当局に送致しています。

仮に、例えば、自己ドーピング(スポーツ・プロモーション法22条4項)など、刑事規定を適用できない場合は、Swissmedicが、TPA法違反がないかを確認します。

TPA 法 で は、 微 罪 (misdemeanour) と 違 反 (contravention) の場合の二つの刑罰規定があります (TPA 法86条及び87条)。

なお、これらの規定は、一般人を念頭において おり、ドーピングに違反する競技者を念頭に置い ているわけではありません。

#### (3) NarcA 法

マリファナ、コカイン、興奮剤などの禁止物質の使用が、治療目的ではない場合、Federal Act on Narcotics and Psychotropic Substance (以下「NarcA 法」といいます)の規制を受けます。

NarcA 法もスポーツ・プロモーション法とは保護法益が異なっており、スポーツ・プロモーション法が優先的に適用されます。

NarcA 法は、19条で、様々な行為が刑事罰の対象となることを規定しています。NarcA 法は、自己使用も刑事罰の対象となることも定められています (NarcA 法19条 a)。ただし、少量の場合は、刑事責任は生じないことが定められています (NarcA 法19条 b (1))。

この法律も、一般人をターゲットにしており、 ドーピングを行う競技者を対象としているわけで はありません。

軽微事案の強制的な捜査手段として、捜索・差押えが規定されています。他方、重大事案では、捜索・差押えに加えて、通信傍受やおとり捜査などの強制捜査を行うことができます。

捜索・差押えや通信傍受が行われたドーピングの事案は、1年に10-16事案程度あります。他方で、19条2項違反自体の件数は、年間 $4000\sim5000$ 件あると言われています。

#### (4)スイス刑法

ドーピングが、スイスの刑法典の違反にあたる 場合もあります。

まず、スイス刑法123条は、傷害罪の定めです。 また、スイス刑法136条は、16歳未満の者に対し、 身体の機能を損なう物質を提供することの禁止を 定めています。ドーピングがこれらの規定に違反 する場合もあります。もっとも、これらの規定は、 禁止物質を供給する人を罰する規定であって、自 己ドーピングを禁止しているわけではありません。

スイス刑法146条は詐欺罪を規定しています。 では、ドーピングは詐欺といえるでしょうか? スイスの刑法の専門家は、結論を述べるのを避け ています。スイス法においては、他のヨーロッパの国と同様に、詐欺罪が成立するための構成要件が定められており、例えば、第三者を誤信等させて経済的な損害を生じさせることが必要になります。

ところが、ドーピングの被害者は誰でしょうか。 スポンサー、雇用者、他の競技者、競技会主催者、 観客でしょうか。仮に、被害者は、競技者が全員 ドーピングをしていると認識していた場合は誤信 があるといえるでしょうか。「ショー」が大きなお 金を生むことも常識となっていますが、経済的な 損害があるといえるでしょうか。

これらの点についての私見は、考えが未だ固まっておりませんが、多くの学者は、ドーピングは詐欺とまではいえないとしています。

それでもドーピングを「詐欺」だという理由は、 実務上の必要性からです。ドーピングを詐欺とい うことができれば、競技大会の開催に際し、アン チ・ドーピング規則違反者に対し刑事罰を科した り、強制捜査を行うことができます。

スイスでは、人気競技でもアンチ・ドーピング 規則違反が起きていますし、アマチュアスポーツ でもボディビルディングの選手がステロイドを使 用することがあります。

#### (5)ヨーロッパ各国との比較法

ドーピングの刑罰化に関し、ドイツ、イタリア、フランスなど、他のヨーロッパ諸国と、比較してみたいと思います。

スイスとオーストリアは、自己ドーピングを禁止していない国です。他方、ドイツは、自己ドーピングを禁止しています。その他の多くの国でも、自己ドーピングを刑罰として禁止するようになっています。ドーピングは、経済的損失にも関わるので詐欺の可能性がありますが、一般的には、詐欺該当性が難しいといえます。その中で、イタリアでは、ドーピングが詐欺として刑罰化されており、アンチ・ドーピングに関する専門性をもった特別な捜査機関が管轄しています。

#### 3. 刑罰化の課題

ドーピングに関し、多くの国が、実務上の必要 性から、実用的なソリューションを導入しようと しています。すでに、一部の国はドーピングを刑罰化しており、法執行機関が、強制的な捜査手法を使い必要な証拠を集め、アンチ・ドーピング機関に提供しています。そこで、以下では刑罰化の課題を述べたいと思います。

#### (1)刑事手続きとの違い

刑事手続きでは、被疑者の権利を守ることが重要です。被疑者の権利を守るにあたり、大陸法にはいくつかの法原則があります。例えば、捜査の開始時における弁護士選任権や証拠法則など、刑事手続きでは高レベルの人権保護が要求されます。

また、検察官が、裁判所に証拠を提出し、被告 人の故意を立証しなければなりません。つまり、 立証責任は、民間によるアンチ・ドーピング手続 の場合と逆になっています。

#### (2)スポーツ上の制裁と刑事処罰を科すことの可否

一事不再理の原則 (Nes bis in indem) の適用が問題になることがあります。多くの学者は、スポーツ上の制裁を科しながら、刑事処分を科すことも可能だと言っています。

次に、誰も自己を摘発するための証拠を提出する義務を負わない、という考えが問題になります。 競技者は、スポーツに参加するためにWADAレジームに同意しています。欧州人権裁判所は、沈黙の権利があるとか、自己に不利な証拠の提出義務を負わない、ということを言っています。ここから、刑罰を科す当局が、私的機関が得た証拠を使っていいのか、という問題が生じます。対策としては、イタリアのように私的な証拠を用いることのできる特別な独立の当局を作り、全体の捜査を担わせることが考えられています。

#### (3)ドーピングケースにおける合理的な疑い

多くの国では検体が陽性を示せば十分な疑いがあるといえるかもしれませんが、スイスの現行法では、自己使用は禁止されていないので、検体が陽性を示しただけで、本当の意味での疑いがあるとはいえません。

そこで、スイスでも、強制捜査ができるように、 速やかに、実用的なソリューションに変えなけれ ばなりません。他方、警察組織は、特別な領域に は入りたがらないので、本当に強力な捜査権を実現したいのであれば、アンチ・ドーピングについて特別な当局を作らないといけないと思います。

他の選択肢として、警察法の活用があります。 犯罪の疑いがある場合は捜査もしますが、国家の 義務として安全、健康、公共の利益を守ることが あります。スイスでは、各カントン(州)がそれぞ れの警察法をもっています。こうした警察法を使 い捜査する選択肢があります。体系的な方法では ないが、一つの解決策とはいえると思います。

#### 4. まとめ

競技大会を開催するに際し、ドーピングが行われない環境を確保することが大事ですが、そのためにはアンチ・ドーピング規則違反に関する情報・

証拠を集めることも重要です。情報・証拠の収集のためには、強制的な捜査手法も時には必要で、これを実現するためには、アンチ・ドーピングの刑罰化が必要です。

スポーツのインテグリティを守る必要があります。仮に、競技者の身体的な強さがドーピングによるものだとしたら、競技者が出した結果は虚構のものであり、誰もスポーツを見に行かなくなります。このことから、自己ドーピングは、刑罰化されるべき強い動機があるといえます。

現在のアンチ・ドーピング体制には限界があります。刑法化は、安全なスポーツを実現するための迅速な方法です。実用的なソリューションを導入したり、または厳格に刑罰化するアプローチをとるべきだと思います。

# 日本のスポーツ団体のガバナンスとインテグリティ

#### 小川 和茂 (立教大学特任准教授、日本スポーツ仲裁機構理解増進事業専門員)

#### 1. はじめに

#### (1)インテグリティとは

スポーツのインテグリティとは、高潔性と訳されることもありますが、品位とか、完全な状態と言われることがあります。

近年、スポーツのインテグリティを脅かす事件が多く生じています。例えば、アンチ・ドーピング規則違反もその一つです。また、八百長をはじめとして、スポーツ指導における暴力や各種のハラスメント、不正行為、不正会計、贈収賄その他のインテグリティを脅かすような事件も発生しています。

スポーツにおけるインテグリティを保障する必要がある訳ですが、インテグリティが保障されている状態とは、スポーツに内在する価値が、スポーツを巡る様々な脅威から守られている状態をいいます。

国際的には国際陸上競技連盟や国際サッカー連盟の役員が不祥事を起こした事例が新しいかと思います。また、ロシアによる国ぐるみのドーピング・コントロールに対する不正も記憶に新しいものです。

日本でもここ数年の間に様々なトラブルがありました。例えば、不正会計、役員間の派閥争い、 国民体育大会の選手選考会での不正、指導者による暴力・セクシャルハラスメントなどがありました。他方で、指導者のみならず、競技者も、暴力事件や、窃盗事件、わいせつ事件、賭博事件を起こしています。また、日本では件数は少ないものの、アンチ・ドーピング規則違反が意図的であると認定された事例も少なくありません。加えて、熱中症、練習中の強度の接触による傷害などを原因とする死亡事故もスポーツのインテグリティを脅かす存在です。そして、日本スポーツ仲裁機構の関連では、代表選手選考を巡る紛争が発生すると、選手、スポーツ団体共々トラブルを抱えることになり、最終的にはスポーツのインテグリティ を脅かすことになります。

このような不正やスキャンダルが発生するごとに、グッドガバナンスの維持やインテグリティが大事であるという議論が上がってくるものの、未だ全てのスキャンダルがなくならないというのが現状です。

# (2)私がスポーツ団体のガバナンスに関わるようになった経緯

次に、私がなぜスポーツ団体のガバナンスに関わるようになったのかを簡単にお話しさせていただきます。

私は、もともとスポーツ法の研究者ではなく、 国際私法や国際取引法の研究者で、そのなかでも 仲裁というものが一つの研究テーマです。私は、 そのつながりで日本スポーツ仲裁機構に設立当初 から関わることになりました。しかし、日本スポー ツ仲裁機構ができてから数年間は、事件はほとん どなく、年間数件程度でした。現在でも、事件数 は年間10件程度です。

とはいえ、私は、仲裁事案の処理をしていくうちに、あるいは日々寄せられる相談案件への対応をするにつれ、紛争が発生する理由に関心を抱くようになりました。そして、日本スポーツ仲裁機構でこれまでに下された数十件の仲裁判断を子細に分析してみると、紛争の背景には、ガバナンスの不全、法律を遵守するという体制(コンプライアンス体制)に問題がある、ということに気付かされました。

2011年に日本スポーツ仲裁機構が、文部科学省の委託事業として、スポーツ仲裁の理解増進を図る活動を行うようになりました。事業の目的は、スポーツ仲裁の利用の促進を図ることです。しかし、「スポーツ仲裁を利用してください」、「スポーツ仲裁を利用するために仲裁自動応諾条項を採択してください」と言うだけでは、スポーツ団体の反応が芳しくありませんでした。そこで、紛争・

トラブルの予防という観点から、仲裁自動応諾条 項の話も含めて説明をさせていただくことで、理 解増進を図ろうとしたのです。

その後、ガバナンスの確保の重要性は、JSAAの中でも認識がされ、平成26年度に文部科学省の委託事業として、大々的に日本のスポーツ団体のガバナンスに関する調査研究をしました。

このようなことから、私がスポーツ団体のガバナンスに関わることになりました。また、今まで行われてきた調査研究等は本日の報告のバックグラウンドになっています。

以下、本日の報告では、わが国で生じたスポーツにおけるインテグリティを脅かす事例を簡単に見た上で、その背景、原因を説明します。結論を先に述べてしまえば、ガバナンスの不全や、法令遵守体制の不備が挙げられます。このような現状は、調査結果にも出ていますので、これについてもお示しします。最後に、なぜ日本のスポーツ界において法令遵守体制の不備や、ガバナンスの不全が生じるのかについてもお話しできればと思います。

#### 2. スポーツにおけるインテグリティを脅かす事例

それでは、ここ数年の間に、日本のスポーツ界において、どういったスキャンダルや、紛争事例が発生していたのかについて簡単に説明します。なお、ここに挙げられている情報は私が新聞のデータベース等で調査したものです。

#### (1)スポーツ団体役員による選手選考会における不正

スポーツ団体役員による選手選考会における不 正がありました。当たった瞬間にランプがつく機 械で判定を行う競技で、国民体育大会の代表選手 選考会が行われた際に、判定器に役員が細工をし、 判定を操作したという不正が発覚しました。

#### (2)競技者による選手選考会における不正

また、競技者による選考会での不正も発生しています。例えば、出場登録をしていた選手ではなく、同じチームの自分より若い選手にタイム計測器を付けて走らせるという不正を行い、その結果優勝したという事件がありました。

#### (3)スポーツ団体が基準通りに選考を行わない事例

スポーツ団体が基準どおりに選考を行わない事例もあります。これは、日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断例を見ていただければ、一定件数あることが分かると思います。

#### (4)競技者のスキャンダル、トラブルの事例

競技者のスキャンダル、トラブルも発生しています。

例えば、指導者の監督不行き届きという観点からは、合宿中に競技者が大麻を使用した例、未成年者に飲酒をさせもしくは飲酒していることを見逃してしまう例があります。

また、違法賭博に手を染めたアスリートの事件 が昨年度かなり話題になりました。

その他、性犯罪に手を出してしまう例もかなり 多くあります。新聞記事によれば、スポーツイン ストラクターのわいせつ行為、元選手による強姦 致傷・住居侵入など、比較的トップレベルにあっ たアスリートが暴力事件やわいせつ事件に手を染 めているという現状があります。

#### (5)アンチ・ドーピング規則違反の事例

さらに、アンチ・ドーピング規則違反の事例があります。日本の傾向としては、うっかりやってしまったドーピングが多かったわけですけれども、少なからず悪質な事例や、意図的なアンチ・ドーピング規則違反が出てきています。

#### 3. インテグリティを脅かす事例の背景、原因

では、こうしたスキャンダル、紛争事例のようなスポーツにおけるインテグリティを脅かす事例の背景には何があるのでしょうか。二つ大きなポイントがあります。

### (1)ルールをきちんと守ることに対する意識の低さ

一つは、法律をきちんと守る、ルールをきちんと守ることに対する意識の低さです。選手選考基準を作ったにも関わらずそれに従わないというのはどういうことでしょうか。競技者もこの行為を行えば処罰されると分かっているはずなのにもかかわらず、そのような行為をしてしまっています。すなわち、スポーツ団体も競技者もコンプライアンスに関する意識が低いというのが現状です。ガ

バナンスとは、きちんと定められたルールに従って手続きも行って意思決定をしていくことでもありますから、ルール等を守る意識が低いと、ガバナンスがおろそかになり、スキャンダル等が生じやすくなります。

もちろん、ルールに従って活動しているスポーツ団体もあります。しかしながら、ルールに従った運営をしているようでも、スポーツにおけるインテグリティを脅かす事例が生じることがあります。例えば、基準自体が曖昧で、どうとでも読めるなど、内部のルールに不備があるとスポーツ団体の会議体や業務運営にゆがみやバイアスが出てくるわけです。

スポーツ団体において役員が持つ権限が集中しがちであることや、例えばアスリートの人生を左右するような決定のようなスポーツ団体の決定が公共性・重大性を持つこと、というスポーツ団体の決定に関する特徴が、紛争の問題性や深刻さを増大させることもあります。

もっとも、ガバナンスをしっかりしてください というのは簡単ですが、それを実践することは難 しいことも理解しています。多くのスポーツ団体 は、事務局が脆弱で人数も限られていますので、 業務過多なのが現状です。脆弱な団体であっても、 ガバナンスやコンプライアンスに問題があって良 いという訳ではないのですが、このような状況が、 スポーツにおけるインテグリティを脅かすような 不祥事の背景にあります。

#### (2)わが国のスポーツ団体のガバナンスの現状

次に、わが国のスポーツ団体のガバナンスの現状についてお話をさせていただきます。先に述べたとおり、2014年に日本スポーツ仲裁機構が文部科学省、現在のスポーツ庁の委託事業の一環としてスポーツ団体のガバナンスに関する調査研究を行いました。調査研究の一部として、ガバナンスの現状を把握するため国内競技連盟に対してチェックリストの実施をしました。加えて、2015年には、私が理解増進事業の一環で、ある都道府県の体育協会におけるガバナンスの研修会の講師を依頼いただいた際に、その県の体育協会傘下のほぼ全ての団体に対し、チェックリストを実施してもらいました。もちろん、中央レベルの国内競

技連盟に関するチェックリストと、都道府県レベルのスポーツ団体に関するチェックリストでは内容的に適応しない部分がありますので、若干の修正はしておりますが、ほぼ同じ内容でチェックをしています。

チェックをしてもらったのは、大きく分けて八つの分類項目です。①運営全般、②意思決定、会議体の運営、③どのように業務を運営しているのか、④会計の処理、⑤万が一不祥事が発生した場合にどのように懲罰を決めるのか、紛争解決をしていくのか、⑥情報の公開、⑦インテグリティ、すなわち、アンチ・ドーピング活動への取り組み。スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為、八百長等、差別が行われないような手段を取っているか、⑧危機管理。チェック項目はこの分類から見ると多くはありませんが、個々の質問はさらに大きく分類されています。

結果をみると、国内競技連盟では比較的高い数値を維持しているのに対し、地方のスポーツ団体においては数値が40パーセント台、50パーセント台というような状況でした。特に④会計処理は、数値が低く、不正会計のリスクが高いといえます。きちんと補助金を執行しているのかというと難しい状況になると思います。本日の主題であるインテグリティに関する項目も、かなりスコアが低いということが分かりました。

チェックリストの結果をまとめると、全般的にほぼできていると言っているスポーツ団体は少ないことが分かりました。国内競技連盟が100パーセントに届いていないことも問題ですが、都道府県のレベルのスポーツ団体はさらにスコアが低いという状況で、相当問題があるというのが分かると思います。

また、危機管理、インテグリティ、情報公開、 懲罰、紛争解決分野ではかなり低めの割合になっ ていることも分かりました。結局、紛争が生じや すい傾向にあるといえるのではないのかと思いま す。

日本スポーツ仲裁機構では、電話で紛争解決の 相談を受けていますが、かなりの割合で都道府県 レベルや市区町村レベルのスポーツ団体の相談事 案が多いのが現状ですので、この結果は、大体合っ ているという印象を持っています。

#### (3)スポーツ団体と競技者の関係のあいまいさ

ガバナンスやコンプライアンスに問題が生じる背景の3つ目として、スポーツ団体と競技者の関係のあいまいさもあります。なぜ競技者・スポーツ団体役員がスポーツそれ自体のルール、参加資格に関するルール及び登録に関するルールのようなスポーツ団体が定めたルールに従うのかということについて、理由を答えられない競技者やスポーツ団体役員が多いです。この背景には、競技者とスポーツ団体との関係に関する日本のスポーツの特殊性があります。

日本のスポーツは、学校の体育や学校スポーツからの延長線上に存在しています。そうすると、多くの競技者にとってスポーツに最初に触れる機会は、学校での体育の授業やクラブ活動です。すなわち、受動的にスポーツに接している状況、無償かつ特に何の契約もない状態でスポーツが始まるという状況があるわけです。以上の様な状況は、自発的にスポーツをしているような国と比べると、大きな違いです。

自発的にスポーツをするような国の状況はどのようなものでしょうか。スポーツ団体はスポーツ それ自体のルールを用意し、チームやクラブはスポーツをする環境を提供します。他方で競技者はスポーツ団体が定めたルール、規則を守ることを前提としてスポーツをする環境を手に入れることになります。すなわち、競技者と競技団体との間には契約関係があり、競技者はスポーツ団体が定めたルールを受け入れて、それに従って行動し、スポーツ団体も競技者に対してこういう環境を提めたルーツ団体も競技者に対してこういう環境を提供しますと約束をしているという状況になっているわけです。そうだと考えれば、約束したことを守るのは当たり前のことのはずです。

ところが、日本では、以上の様な状況ではありません。実際、日本では競技者が競技を行うに際して契約が結ばれるケースは、プロの世界を除いてほとんどないと思います。もちろん、エントリーフォームや選手の参加登録をすることはありますが、それ以上はないと思います。

## 4. インテグリティとグッドガバナンスを巡るわ が国の活動

次に、インテグリティとグッドガバナンスを巡

るわが国の活動について簡単に触れたいと思います。

#### (1)日本の現状

スポーツにおけるインテグリティを保障するという観点からすると、グッドガバナンスとコンプライアンスという問題は避けて通れません。当然ながら日本のスポーツ界もこの点についての認識は持っています。

スポーツ庁は第2期スポーツ基本計画を公表していますが、その中ではクリーンでフェアなスポーツの推進が取り上げられています。その中でインテグリティ、誠実性、健全性、高潔性に触れられていますが、これを高めていくことが、スポーツ基本計画の中で取り上げられています。具体的には、コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化、アンチ・ドーピング活動が、主な柱として取り上げられています。

また、日本スポーツ振興センターでも、2014年にスポーツ・インテグリティ・ユニットを設置し、日本におけるスポーツのインテグリティの保護強化を目指し、活動しています。具体的には、スポーツ団体のガバナンス強化に関する調査研究、団体への支援業務、トップアスリートを対象としたスポーツ指導における暴力行為等に対する第三者相談窓口、アンチ・ドーピングのためのインテリジェンス活動、日本アンチ・ドーピング規律パネルの運営などをしています。このような形で、日本のスポーツのインテグリティを確保していこうという活動をしています。この他、JOC、日体協、障がい者スポーツ協会といった国内統括団体、国内競技連盟においてもさまざまな取り組みがされています。

その一方、都道府県レベルの競技団体、市区町村レベルでの活動はかなり遅れていると思います。草の根のレベルのアスリートから将来のアスリートが出てくるわけですが、入口のところでガバナンスやコンプライアンスの体制に問題があると、アスリートが何かしらのトラブルにぶつかってしまいます。トラブルに巻き込まれたアスリートは、もうスポーツしたくないと思ってしまうかもしれません。そうならない環境をつくるためには、草の根のレベルの団体のケアは、むしろ重要ではないかと思います。

#### (2)日本スポーツ仲裁機構の役割

日本スポーツ仲裁機構がガバナンスという観点 において何ができるか、何をしていくべきかとい う点についても簡単に触れます。

2014年度文部科学省委託事業で、ガバナンスの調査研究をし、その成果としてガイドラインやチェックリストを作成しました。幾つかの団体では、このチェックリストを利用し、ガイドラインに従って何らかの施策を検討しています。また、2017年度には、日本スポーツ仲裁機構は、幾つかの団体と共同して、ガバナンスに関する調査研究を受託しています。まだ、調査・研究中ですので、詳しい話はできませんが、2014年度に行われた調査研究をベースに、それを発展させる方向での調査研究にしていく予定です。

もう一つ、日本スポーツ仲裁機構には、ガバナンスとの観点、コンプライアンスの観点、インテグリティとの観点で、大きな役割があります。どれだけ立派なガイドライン、チェックリスト、ルールができたとしても、実践がきちんとできていないとそれは無駄になってしまいます。ガイドラインをきちんと実践し、ルールに従って判断をしていく必要がありますが、そういったことをしてもトラブルが全く起きないという保証はありません。トラブルが起きた際にはルールや基準に従った公正公平な解決をしていく必要があります。最終的

にルールや規則がきちんと執行される環境を整備 しておかないといけないわけです。スポーツ仲裁 は、その役割を担っていく手段です。

裁判では、時間との関係上、スポーツ紛争の解決に問題が出ますが、スポーツ仲裁の場合は迅速に解決ができます。したがって、スポーツ紛争の解決は裁判で行うこともできるかもしれませんが、スポーツ仲裁を使っていくより他はありません。そして、スポーツ仲裁判断に基づいて、ルールや基準というものが執行される体制が完備されることが望ましいというわけです。

#### 5. 結論

スポーツにおけるインテグリティの保障は、今後も継続して取り組んでいかなければいけない問題です。そして、少しでも力を抜くと、とんでもない不祥事が生じることになります。

繰り返しになりますが、スポーツにおけるイン テグリティを脅かす事件の背景には、コンプライ アンスに関する意識の欠如や組織のガバナンスの 不全があります。この原因には、ルールをきちん と守ることに対する意識の低さや、スポーツ団体 のガバナンスの現状に問題があり、さらには、ス ポーツ団体と競技者の関係の曖昧さがあるといえ ます。

### セッション4:ガバナンスとインテグリティ

# クラブファイナンシャルフェアプレイ — 財政的観点からのグッド・ガバナンス

Egon Franck (チューリッヒ大学教授)

#### 1. 全体像

まず、ファイナンシャル・フェア・プレイ(以下「FFP」といいます)を導入する以前のヨーロッパのフットボール・クラブの財務状況について話をしたいと思います。

次に、FFPの主な柱、FFPがなぜ機能したのか、FFP 導入後のフットボール・クラブの財務状況について話をしたいと思います。

#### 2. FFP 導入前のフットボール・クラブの財務状況

欧州フットボール連盟(以下「UEFA」といいます)は、毎年報告書を出して、UEFA 加盟国のすべてのフットボール・クラブの財務状況の分析をしています。

それによると、2007年から2011年にかけて、 EUの経済圏の年平均成長率が0.5パーセントとい う経済危機の中で、フットボール・クラブの年平 均成長率は、5.6パーセントであり、特に、放映権の年平均成長率は、8.2パーセントとなっていました。

もっとも、クラブの利益についてみると、ビッグ・ファイブのリーグの中で、利益を出したのはドイツのリーグだけに留まっていました。ここから、フットボールは、非常に利益が出にくいビジネスだということが分かります。

他方で、トップ・ディビジョンのヨーロッパの クラブの純損失の合計は、2007年から2011年まで の5年間で、6億ユーロから17億ユーロに増加し ていました。これは、選手獲得のための支出が増 加したことによります。選手の人件費は、同じ5 年間で、9.1パーセント増加しており、移籍費と人 件費の合計の総支出に締める割合は、62から71 パーセントに増加しています。

このように、人件費及び移籍費の増加を収入によってカバーすることができなかったため、ヨーロッパのフットボール・クラブの財務状況は、年々悪化の一途を辿りました。債務超過のクラブは、38パーセントに増え、このままではフットボール界のシステムは、持続不可能であると考えられるようになりました。なぜなら、クラブは、互いに、チャンピオンシップ等を行う共同体的な要素がありますが、あるクラブが破産したことが引き金となって、ドミノ効果で大きな弊害が引き起こされることになりえるからです。また、フットボール界には、一般投資家が近寄らなくなることも懸念されました。

すなわち、上記の数字は、フットボール界のシステムがオーバーヒートして、爆発するかもしれないことを示していました。

#### 3. FFP の主な二つの柱

そこで、フットボール界を安定させるため、EUの競争法と矛盾しない形で、新しい規制を作ろうという動きが出てきました。それがFFPです。その主な柱は、次のとおりです。

まずは、既存のクラブ・ライセンス・システムを再設計することになりました。クラブ・ライセンス・システムは、2004年に導入された制度ですが、これは、チャンピオンズリーグやヨーロピアンリーグに加盟するためには、各クラブは、競技、

施設、人的資源、財務、及び法務に関する基準を 満たされなければいけない、というものでした。

FFPの導入により、UEFAは、財務に関する基準に、次の二つの新たな要件を追加しました。そして、この要件が遵守されているかを、クラブ・ファイナンシャル・コントロール・ボディ(以下「CFCB」といいます)が監査することになりました。

#### ① 未払金に関するルールの強化

このルールは、各クラブに対し、他のクラブや選手、従業員等に対する報酬、社会保障費や税金などの支払いを遅滞してはいけないという義務を課すものです。過去のクラブ・ライセンス・システムでも、CFCBにより未払金の監査は行われれていましたが、一年に一回、年末の12月31日だけしか監査されていませんでした。新しいルールの下では、CFCBが6月30日、9月30日及び12月31日に未払金の監査をすることになりました。

# ② 収入と支出の持続可能なバランスの維持に関するルール

このルールは、2012年に導入をされたもので、フットボールに関連して得たクラブの収入と、クラブの支出をプラスマイナスゼロにするというものです。ここでいう「収入」には、入場料収入、放映権収入、スポンサー料、広告収入などが含まれます。他方、ここでいう「支出」には、人件費、社会保障費、移籍金などが含まれます。

オーナーからの拠出金や借入金は、ここでいう「収入」には含まれませんので、フットボール・クラブの経営は、オーナーからの拠出金や借入金に頼ることなく行わなければならなくなりました。他方で、フットボール・クラブが設備、育成年代及び地域活動に長期的な投資ができるようこれらに関わる支出は、損益分岐を測る際の「支出」には含まれません。さらに、許容可能な赤字の範囲も定められています。なぜ一部の赤字を認めるかというと、フットボール・クラブには、オーナーからの拠出金に依存しているところが多かったからです。2015/16年以降は、オーナーからの拠出金をゼロに減らすことが考えられています。

「Rolling three-year assessment」とは、各ライセンス・シーズンにおいて、過去3年間の決算を見るということです。3年間で損益分岐を達成できなければ、ライセンスが認められないことになります。

#### ③ 司法手続

CFCB には、捜査室(Investigatory chamber) と裁定部(Adjudicatory chamber)の二つの部署があります。捜査部は、様々な証拠を集め、裁定部への送致を行います。裁定部は、判事、または弁護士がおり、申請の棄却、軽微な懲戒処分を課す、和解をするといった裁定を行います。クラブ側は、裁定部の判断に対し、CASへ上訴することができます。裁定部における懲戒処分は、警告から始まり、タイトルや賞の剥奪まであります。

CFCBとクラブとの間では、和解合意書の締結が行われています。現在、パリ・サンジェルマン、マンチェスター・シティ、インテルミラン、モナコ、ローマなど28のクラブが和解合意に至っています。和解合意書では、一定の目標が設定され、それに至れば条件を満たしたことになります。他方で、選手獲得制限などの制裁も課されることがあります。なお、CFCBの決定及び和解の要旨は、理由

なお、CFCBの決定及び和解の要旨は、埋由 付きでUEFAのウェブサイト(http://www. uefa.com)に掲載されています。また、捜査が 開始されたことも公表されています。最近で は、ネイマール選手のパリ・サンジェルマン への移籍が捜査の対象になりました。

# 4. なぜ FFP が導入されなければならなかったのか — クラブの放漫経営と運営の非効率性 —

多くのフットボール・クラブでは、放漫経営であった上に、競技力の向上を目的とした過剰投資が頻繁に行われていました。この結果フットボール・クラブの多くは、いくら稼いでも資産がたまらないどころか、負債額が収入を大きく上回るという債務超過の状況になりました。このような状況は、フットボール・クラブを破産に導く「ゾンビ・レース」とも言えるでしょう。

なぜフットボール・クラブは放漫経営を行うことができたのでしょうか。その理由は、フットボー

ル・クラブが債務超過に陥った際に、国家による 救済やパトロンによる救済が行われることによっ て、フットボール・クラブの予算の制約が緩くな ることにあります。

国家によるフットボール・クラブの救済の例を見てみましょう。例えば、スペインでは、2012年頃、有名なフットボール・クラブが支払うべき7億5000万ユーロの税金や6億ユーロの社会保障費について、国は支払猶予をしていました。なお、スペイン政府は、2012年、フットボール・クラブの全ての税金支払等に関する問題を2020年までに解決すると宣言しています。スペイン政府が、フットボール・クラブの予算の制約が緩いという問題を解決することを宣言したのは、FFPの導入が背景にあるといっても過言ではないと思います。

次に、民間資本家(パトロン)による救済の例を 見てみましょう。例えば、ロマン・アブラモヴィッチが有名です。彼は、2003年から2012年の間に約 10億ポンドをチェルシーに投入しました。また、 シェイク・マンスールも、4年間で同じだけの金 額をマンチェスター・シティに投じました。マン チェスター・シティは、プレミアリーグチャンピ オンシップを2011年、2012年に優勝しています。 このほか、イタリアでは、2012年までにマッシモ・モラッティがインテルに10億ユーロを投資しました。シルヴィオ・ベルルスコーニは、ACミランに6億ユーロを投じました。

以上の例で示されるような、フットボール・クラブの予算制約の緩さによって、経営の非効率性が生まれていました。

優秀な選手の数は限られていますが、フットボール・クラブが全体的に緩い予算制約の場合、そのような選手の報酬や移籍金はとても高額となります。報酬や移籍金を支払おうとすると、さらなる資本の投入がない限り支払うことはできません。スター選手の報酬や移籍金が高騰することは、一見、効率性を追求する強いインセンティブになるのではないかと思えるかもしれませんが、ビジネスの効率性を追求するよりも、過激な投資につながってしまいます。また、結果的に高額の報酬や移籍金はフットボール・クラブの存続を脅かします。スター選手を維持しようとすれば、更なるお金を投じなければならず、予算の制約が緩いクラ

ブは、給与バブルの被害者となることがあります。

さらに、債務超過の際に国家や資本家から救済 されるというオプションがあるならば、経営者は リスクを取ることを厭わなくなってしまいます。 このような行動は、もはやモラルハザードです。

加えて、パトロンに支えられているクラブは、 競争力のあるサービスを提供するよりも、資本家 にこびるようなサービスを提供するインセンティ ブが働いてしまうため、コストの削減や新しい製 品、新しいプロセスの導入など、利益を追求する 努力を怠ってしまいます。仮に経営が難航しても、 パトロンから再び資本注入を受ければいいと考え てしまうからです。それゆえに、予算の制約が緩 いクラブは、革新性がなく、企業家精神を発揮す ることはありません。

以上で見てきたことから分かるように、際限なくお金を投資できる「予算制約の緩さ」は、良い経営につながることはありません。2011年までに、多くのフットボール・クラブが、収入よりも支出のほうが大きい状態にあったことはその証左といえます。

FFPは、厳格な予算制約を設けていく必要があるという考え方です。前述の損益分岐点の要件は、フットボール・クラブの経営者に対し、「放漫経営をする選択肢はない」という明確なメッセージを発することになりました。すなわち、クラブの収入よりもはるかに高い報酬を選手に払ってはいけない、ということです。仮に、パトロンがいるとしても、移籍金や報酬を過剰に支払った場合には、クラブのライセンスが剥奪されるおそれがあります。

また、損益分岐点の要件は、資本家側にも、メッセージを送ることになりました。すなわち、フットボール・クラブは、フットボール界で得られた収入に基づいて経営しなければならない、ということです。仮に、パトロンに追加で資本を注入する意思があったとしても、選手の報酬を上げることにはつながらない、ということです。

この放漫経営に対する規制は、経営の非効率性 を緩和することにつながるでしょう。ひいては、 フットボール界が金融危機に直面するリスクを緩 和することにもつながるでしょう。

### 5. FFP 導入後のフットボール・クラブの財務状況

FFPに対しては、オーナーや投資家からの拠出金がないと、そもそもフットボール・クラブの収入が低下し、悪循環に陥るのではないか、という批判や懸念がありました。

しかし、現実は反対で、収入の伸びが促進されました。FFPの導入後、年平均成長率は、6.4パーセントに伸びています。特に、2016年の年平均成長率は素晴らしく、9.5パーセントでした。2017年は、年平均成長率が10パーセントを超えると予想されています。

2011年より前でも収入は伸びていましたが、それと同時に財務状態の悪化も顕在化していました。ところが、2011年のFFP導入後、フットボール・クラブの未払金は90パーセント減少しました。

そして、トップ・ディビジョンのクラブでは、2012年には損益分岐点を超えるようになり、2013年以降は黒字が報告がされるようになりました。2014年、2015年は、トップ・ディビジョンのクラブにおける営業利益の合計が7億ユーロを超えています。

資金調達、投資、移籍コスト、税金などによる 支出は、2012年以降減少傾向にあります。その結 果2016年のトップ・ディビジョンのクラブにおけ る純損失の合計は2億6900万ユーロで、FFP導入 前の2011年に比べると16パーセントになっていま す。

上述したとおり、フットボール・クラブは、普通の企業のように利益最大化を目指している組織ではなく、いわば「ラットレース」を行う組織です。ですので、FFPは、利益最大化を目指せと言っているわけではなく、損益分岐点を目指しなさいということを言っています。

結果として、トップ・ディビジョンのクラブに おいては、正味財産(総資産から負債を引いたも の)も、向上しています。

このように、FFPには批判もあったのですが、フットボール界を財務的に安定化させるという目的は達成していると言えると思います。

# スポーツ仲裁に至る前の団体内紛争解決制度 スポーツ仲裁の『スピード』について

Stephan Netzle (スイス国弁護士) Ulrich Haas (チューリッヒ大学教授)

#### 1. はじめに

本報告では、「紛争解決制度」をテーマに、まず、スポーツ紛争の解決機関の全体像を述べた上で、第一審にあたるスポーツ団体内部の紛争解決制度、第二審にあたるスポーツ仲裁制度を紹介します。最後に、今後の展望について話をしたいと思います。

#### 2. スポーツ紛争の解決機関の全体像

#### (1)複数の審級における決定

スポーツ紛争は幅広い問題を含んでいますが、 その多くは、連盟、クラブ(以下「連盟等」といいます)と、その連盟等の選手などのメンバー(以下 「選手等」といいます)との関係性に由来しています。

連盟等と選手等との関係は、両者が契約関係を 結ぶところから始まります。選手等は、所属する 連盟等のルールに従う義務を負うことに同意する 代わりに、当該連盟等が主催する競技に参加する 権利やその設置する設備を利用する権利を得るこ とができます。

しかしながら、仮に、選手等が契約上の義務を 履行しなかった場合、連盟等は、罰則や制裁を通 じて、これらの義務を履行させることができます。 もちろん、スポーツ紛争には契約上の紛争、登録 に関する紛争、資格停止に関する紛争などもあり ますが、スポーツ紛争の原点は、こうした連盟等 による規律処分に関する紛争です。

さて、選手等が、科された制裁に不満がある場合、当該制裁に対し、不服申立てがなされることがあります。通常、いわゆる団体内紛争解決制度での団体内仲裁が行われ、第一審の判断が下されます。それでも不服がある場合の紛争解決手段として、ローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所(CAS)におけるスポーツ仲裁があるのが一般的で

す。

すなわち、スポーツ紛争の解決制度は、第一審の団体内仲裁、第二審のCASにおけるスポーツ仲裁という二審制をとっていることになります。

もっとも、スイス法の下では、二審制をとらなければならないという定めはありません。スポーツ紛争の第一審を団体内仲裁とし、第二審をCASとしているのは、あくまでも当事者の自治によって決められているものです。したがって、この仕組みを機能させるためには、第一審、第二審のいずれについても当事者の合意がなければなりません。

この合意の要件は、団体内仲裁か CAS かで異なってきます。第一審の場合、合意の要件は緩やかですが、CAS における合意は、書面で行わなければならないなど、厳格な要件が定められています。

選手等は、連盟等の規程を順守することに同意 していますが、これに同意すると同時に、連盟等 の規程中の仲裁合意にも従うことになり、当該連 盟等の仲裁パネルの権限を認めることになりま す。すなわち、仲裁合意は、連盟等の規程上含ま れており、仲裁権限も、その中に含まれています。

#### (2) 団体内の仲裁制度とは?

国際競技団体内の紛争解決制度は、非常に複雑で、そもそも紛争解決機関が一つではない団体もあり、複数の仲裁機関が、様々な事案の管轄を持っていることがあります。

例えば、FIFAにおける団体内紛争解決制度には、倫理委員会、規律委員会があります。仮にこれらの決定に不服を申し立てたい場合、FIFAの上訴委員会に申立てをしなければならないとの定めがあります(FIFA Statute 64条)。FIFAの上訴委員会の決定に不服がある場合は、さらに、CAS

に対し上訴をすることができると定められています。

その他、選手の地位に関する紛争は、選手の地位に関する委員会に申立てが行われます。また、クラブ・選手間の雇用紛争や移籍金紛争などを解決するための紛争解決室(FIFA Dispute Resolution Chamber (以下「FIFA DRC」といいます)もあります(FIFA Statute 54条)。

以上のとおり、FIFAの場合は、各類型の紛争 ごとに異なる団体内仲裁機関が管轄を持っていま す。FIFAにおいては、複数の仲裁制度があり、 紛争の内容によって異なる仲裁制度が利用されて います。

#### (3)団体内仲裁制度の要件

スイス法上、理事会や総会を設置しなければならない、という定めはありますが、紛争解決機関については、法律上の規定はなく、その団体のルールに則って定めることができます。そのため、多くの競技団体は、自発的に団体内の仲裁制度を設置しています。

団体内仲裁制度は、大きな役割を果たしています。例えば、ドイツのサッカーの場合、多くの判断が、毎年、団体内の仲裁制度で下されているという調査結果があります。FIFAは、スイスにある他の競技団体の団体内仲裁制度と比べても、多くの裁定を団体内仲裁制度で下しております。

団体内仲裁制度の権限は、当事者の合意に基づき、どの程度の権限を団体内紛争解決制度に与えるか次第であるため、権限の少ない紛争解決制度も存在しています。例えば、紛争の調停、あっせんしかできない制度がある一方、権威的な意思決定をできる団体内仲裁廷もあります。共通していることは、調停人、あっせん人、仲裁人、仲裁パネルといった第三者が介在する点です。

ところで、スイス法には、調停、あっせんに関する規定が定められており、EUレベルでは調停に関わる指令もあります。他方、スイス法には、仲裁に関わる定めは多々ありますが、団体内仲裁に関する定めはありません。そのため、団体内仲裁制度に関し、どの法律を適用するのかが問題になります。

多くの国際競技団体はスイス法に準拠している

ため、スポーツ紛争にはスイス法が適用されることが非常に多くなっています。スイス法には、仲 裁廷に関し、重要な規定があります。それは、スイス法の下において仲裁廷であるためには「独立性」が求められるということです。

団体内仲裁制度の仲裁廷は、連盟から独立をしていなければ、仲裁廷とはみなされません。その背景には、真に独立した人でないと裁定ができないという考え方があります。裁判官と当事者が、同一であってはいけないということです。

このような仲裁に関する規定は、スイスの法の 特徴です。オーストリアやドイツ、フランスといっ た法律にもあります。他方、コモンロー、すなわ ち、英米法の世界ではこの区別はありません。

#### (4)事例:IAAFパネルの場合

例えば、国際陸上競技連盟(IAAF)は、80年代 後半、「IAAF Arbitration Panel」という団体内紛 争解決制度を設けており、世界中の紛争解決を試 みていました。

ある著名なスイスのスプリンターが、ドーピングをした疑いでIAAFのパネルにより制裁を受けたケースがありました。IAAFパネルが仲裁廷ではないということになれば、当該競技者は、当該決定に対し、上訴をすることができます。そのため、IAAFのパネルが、果たして仲裁廷なのかが問題になりました。当該競技者が、裁判で争ったところ、IAAFのパネルは、イギリスの仲裁法の下においては、仲裁廷であるという判断がなされました。

その一方、同じIAAFのパネルが、スイスの裁判所において、仲裁廷ではない、と判断されたことがあります。当時、IAAFのパネルは、IAAFによって選任されることになっていました。すなわち、IAAFのパネルは、IAAFから独立していないということになります。そのため、スイスの裁判所は、IAAFのパネルは団体内のパネルにすぎないと判断しました。

以上のとおり、仲裁廷か、団体内のパネルにすぎないかという点は、英米法の視点から見るか、あるいはスイス法の視点から見るかにより結論が変わってくるのです。

なお、国際的には、158の加盟国が締約してい

るニューヨーク条約がありますが、スイス法によれば、ニューヨーク条約が適用されないということになり、イギリス法によればニューヨーク条約が適用されるということになります。

#### 3. 適用される法原則

スイス法上、団体内仲裁に関する規定はありません。では、このような手続きに適用される法律は何なのでしょうか。

通説では、団体内パネルの決定は、民法にある 総会の決定類似のものだと考えられています。そ のため、総会に関する規定を適用又は類推適用す るとの見解があります。この見解は、団体内パネ ル決定に、法的な枠組みが与えられる点で優れて いますが、いくつかの欠点もあります。

第一に、団体内紛争解決制度の決定に対して、 不服申立てをすることが可能である、ということ です。

第二に、国内裁判所の決定がない限り、当該決定に対し不服を申し立てることができない、とされています。これは、総会の決定に関するスイス民法75条の類推適用に基づく帰結です。しかしながら、この実体的なアプローチが本当に適切でしょうか。既に、団体内仲裁制度の決定が、聴聞を受ける権利の保障、中立性の原則、弁護人選任権の保障、決定には理由を付さなければならないなど、最低限の手続的保障を与えなければならないことは通説になっております。スイス民法75条にはこれらのことは書かれていませんが、不公平にならないように、仲裁、調停あるいは和解のような紛争解決手続にも、最低限の手続法的な原則は適用しなければなりません。

他にも、スイス民法の総会の規定では、いつの 時点でも決定を変えることができるとされていま す。ところが、これを団体紛争解決制度が行う決 定に類推してしまうと、例えば、競技者が団体内 仲裁制度で勝訴しても、決定が覆されてしまうこ とになります。したがって、やはり、団体内仲裁 制度にも、一時不再理の原則 (Res judicata の原 則)といった手続法の原則が適用されなければなら ない、ということになります。

もう一つの例として、スイスの連邦裁判所のサッカーのケースを挙げたいと思います。 C というサッ

カー選手は、Aというサッカークラブでプレーしていましたが、Bというサッカークラブに移籍しました。そこで、クラブAは、FIFA DRCにおいて、クラブB及び選手Cに対し、移籍に伴う損害賠償を請求しました。

これに対し、FIFA DRC は、クラブ A は、クラブ B 及び選手 C に対し、損害賠償を請求できる、という決定をしました。

しかし、クラブ B と選手 C は、FIFA DRC の決定に不服があったため、CAS に対し上訴をしました。

CASが、当事者に対し、仲裁を始めるにあたっての費用を払わなければいけないと伝えたところ、選手 C は、お金を払いたくなかったため、手続きから外れることになりました。他方、クラブ B は、費用を支払い、B を申立人とする仲裁手続きが行われました。

CASの結論は、DRCの決定は、誤りというものでした。CASは、クラブBだけでなく、選手に対しての決定も破棄しました。

このCASの決定に対し、クラブAに不服があったため、クラブAは、スイス連邦裁判所に提訴しました。

これに対し、スイスの連邦裁判所は、手続法の 原則を適用しました。すなわち、クラブBと選手 Cの二人の共同当事者のうち一人が手続きから外 れたとすれば、CASが決定できるのは、当事者と して残っているクラブBに対してのみであって、 CASの仲裁判断は、権限を超えて、DRCの決定 を破棄したものだ、と結論付けました。

仲裁人候補者には重要な知見をお話したいと思います。すなわち、団体内仲裁制度に関する法律の定めはスイスにはありませんし、ほとんどの国の法律でも規定がありません。そのため、大きな問題は、どのような原則がそこに適用されるのか、ということです。

確かに、実体法的なアプローチをするという手 段もありますが、他方で、団体内仲裁制度は、紛 争解決手続、手続法的なメカニズムであるため、 聴聞を受ける権利、弁護人選任権などの手続法的 な原則が適用されることが必要になるのです。

#### 4. スポーツ仲裁におけるスピード

私の方からは、CASにおける仲裁と、国内裁判所とスポーツ仲裁との間の関係についてお話をしたいと思います。

# (1)スポーツ仲裁が、長期化し、費用も高額化していること

スポーツ仲裁は、この20年の間、非常に発達し、洗練されたものになってきました。また、CAS は商事仲裁の手続きに似たものになってきました。

競技者の視点から考えると、スポーツ仲裁は迅速に行わなければいけません。競技者のキャリアの長さは、数年しかないのが通常です。競技者がオリンピックに2回出たというだけでも非常に長いわけです。通常は4年から10年ぐらいが最大でしょうか。

そうすると、商事仲裁と同じような洗練された 専門的な紛争解決メカニズムが、スポーツにとっ て必要なのか、スポーツ仲裁のニーズであるスピー ドは確保されているのか、という疑問が出てきま す。

過去、スポーツ仲裁は、ニッチな紛争解決メカニズムでしたが、今では、多くの国の法律事務所において、新たなビジネス分野としてスポーツ仲裁の部門が立ち上がるようになりました。そして、代理人も、CASにおいて、商事の仲裁と同じような手法を使うようになりました。そのため、手続上の問題がより重要性を増していることになります。

最近、CAS 仲裁では、仲裁人に対する忌避申立てがよく行われています。書面の提出も増えました。場合によっては、証拠として何箱もの書類が届いたり、何本もの USB のスティックが届くことがあります。また、数日かけて審理を行い、何人もの証人が参加することがあります。

また、CASにおいても、証人に対する反対尋問も増えています。そのため、その証人から直接話を聞くよりも、反対尋問に時間がかかることも増えてきました。両当事者とも弁護士を付けますし、非常に有名な仲裁人が、仲裁人を務めますので、審理の日程調整が難しくなっています。

CASのケースマネジャーにとって大変なことは、日程調整です。競技者は、大きな競技大会を控えておりますので、期日は4か月、5か月後で

はなく、数週間以内でないといけないわけです。

また、いわゆる適正手続きに対する不安があります。仲裁人は、細かなことでも、提出された書類について、他の当事者に対してコメントを求めなければなりません。他の当事者が反論を行いますので、さらに20日、30日伸ばされ、手続きが長期化します。特に、大きなケースだと、場合によっては、何か月もかかることはまれではありません。

国際的なスポーツのカレンダーをご覧いただくと、裁定が下りないと、1年単位でシーズンを棒にふることになります。場合によっては、世界選手権、ワールドカップに参加できないということになります。要するに、スポーツ仲裁手続きが長期化しています。これでは、スポーツのためにはならないことをぜひ強調したいと思います。

#### (2)スポーツ仲裁を迅速化する方法とその対価

では、どうやったら迅速化できるでしょうか。 スピードにも対価が付きまといます。ではスピー ドの対価は何なのか。例えば、書面の交換をやめ てしまうと、一方当事者は不利に感じるかもしれ ません。なので、迅速化はある当事者にとっては 不利に思われるかもしれません。

手続き上迅速化するための措置はいくつかあります。例えば、仲裁人を一人とすることもあるかもしれません。

ドイツでは、国レベルのスポーツ仲裁パネルを持っており、仲裁人候補者がある日は必ず待機するという仲裁人リストを持っています。その決められた日は、スケジュールを空けておかなければなりません。その当日に事案が発生した場合、そのリストに載った仲裁人は直ちに対応しなければならないということが定められています。よって、その1日を仲裁人としてリストに載せることになります。これによって、仲裁人を探す手間が省けますので、迅速な判断ができます。

また、期限を短縮化することも考えられます。 例えば、書面の提出の期限を短縮したり、パネル が、提出する書面の量を限定してもいいかもしれ ません。同じことを繰り返し言う必要はないわけ です。

ビデオ会議による審理も考えられます。CASはローザンヌに拠点を置いておりますが、米国にも、

オーストラリアにも、シンガポールにも施設はあります。わざわざローザンヌに来てCASの審理に参加するとそれだけのお金も時間もかかってしまいます。そこで、ビデオ会議があれば、いい機会になると思います。もちろん懸念はあります。例えば、ビデオ会議で証人の話を聞くと、反対尋問を行う弁護士はそれを嫌います。証人の感じがなかなかつかめなかったり、顔の表情がよく分からなかったり、ということがあります。これは、スポーツ仲裁のスピードを得るための代償かもしれません。

より迅速な裁定を行うことも重要です。パネルは実際に、その判断がイエス、ノーなのかということだけでも、可能な限り早く裁定を出すべきです。どうしてそのパネルの意見が分かれたのかという説明は、後日でもいいわけです。理由は、もちろん必要です。でもそれは、あくまでも2次的なものです。選手がとにかく一番気にしているのは、果たして自分たちがスタートできるのか、できないのか、それだけが分かればいいわけです。

公正な善という原則も迅速化につながる可能性のある概念です。仲裁人ないしはパネル例えばスイス法であろうと日本法であろうとドイツ法であろうとあくまでも公正で善なるものに従って判断を行うというのがこのラテン語「Ex aequo et bono」の意味なんです。すなわち法と公正さの下に判断をしましょうということです。すなわち、仲裁人として何が公正で善であるのかということに則って判断をしましょうという考え方です。

オリンピック等の大きなスポーツ競技大会が開催される際に、CASのアドホック部門が設けられています。また、国際バスケットボール連盟も、大きな競技大会の際、大会開催中にスポーツ仲裁機関を設けることがあります。

#### 5. CAS のアドホック部門

#### (1)概要

次に、CASのアドホック部門について紹介します。アドホック部門は、スポーツ仲裁が本来機能すべき姿を最も現したものではないかと思います。アドホック部門は、オリンピック期間中、ないしはサッカーのワールドカップ等の大きなイベントの際にしか設けられませんが、私は、常設的にや

るべきではないかと思っています。

アドホック部門の仲裁判断は、通常のCAS仲裁と同じくらい質の高いものです。通常のCAS仲裁との違いは、24時間以内に裁定を下すということです。一般的なCASの仲裁廷であるならば、6か月から1年かかるわけです。すなわち、アドホック部門は、競技大会が開催されている期間に仲裁を行うというものです。

アドホック仲裁部門が導入されたのは1996年のアトランタ五輪でした。冬季か夏季かで違いがありますが、8名から12名の仲裁人候補者が開催都市に滞在します。恐らく2020年には、12人のCASの仲裁人候補者が東京に滞在します。また、五輪以外にもアジア大会、コモンウェルスゲームスでも、アドホック仲裁部門が設置されます。

CASのアドホック仲裁部門の仲裁は、24時間以内に裁定を下す権限を持っています。12名のうち3名がパネルを構成することになります。

なお、アドホック仲裁部門の仲裁は、仲裁の行われている場所が米国であれ、中国であれ、日本であれ、どこであろうと、最終的な根拠法は、あくまでもスイス仲裁法になります。

#### (2)事例① OG Vancouver 10/001

一つ目の事例は、2010年のバンクーバー冬季大会でした(OG Vancouver 10/001 Australian Olympic Committee (AOC) v. Fédération Internationale de Bobsleigh et de Tobogganing (FIBT))。

フランスにティエリ・アンリというサッカー選手がいたのですが、彼は、ワールドカップ予選に参加し、2009年末にアイルランド戦に出場しました。第1戦は、フランスが1-0で勝利しており、2戦目、アイルランドは1-0でリードしており、延長となりました。そして、アンリ選手が手でゴールをしました。

マラドーナは、手を使ってゴールをしたことは 認めることはありませんでしたが、アンリ選手は、 試合中に既にファウルだったと相手側の選手に認 め、フランスの恥だと言われてしまいました。

当時のサルコジ大統領がスポーツのリーダーに 声を掛けました。そして、フランスのボブスレー の連盟は、アイルランドのために撤退することを 決定しました。アイルランドがワールドカップに 参加すればポイントを得ることができ、バンクーバー大会に向けて有利になります。国際連盟もこれを認めました。

ところが一つの不正を二つ目の不正で書き換えることはできません。別の国であるオーストラリアが、ポイントのためにこのようなことをやってはいけないと主張しました。

バンクーバー大会の際、国際連盟がこの枠をアイルランドに渡したことが正しかったのかを争点とする仲裁申立てがされ、申立人の主張が認められました。

#### (3)事例② OG Beijing 08/008 & 009

二つ目の事例は、2008年の北京夏季五輪での セーリング49ers 級 (二人乗り) の決勝レースでの 事案です (OG Beijing 08/008 &009 Italian Olympic Committee & Spanish Olympic Committee v. International Sailing Federation (ISAF))。

北京五輪のセーリングレースは、非常に天候が難しい、風が強い、波が高い中で行われていました。上位10チームだけがメダルレースに出ることができます。

デンマークのチームは、決勝のスタートラインに着きました。ところが、デンマークチームのマストが折れて壊れてしまい、参加することができない状況になりました。そうしたところ、決勝に出ないクロアチアのボートを借り、決勝レースに出場しました。

デンマークのクルーは、大きな風にのり、クロアチアの旗もなびきながらゴールしました。ほとんどのボートが転覆する中で、7位になり、これによって金メダルを確保しました。

これに対し、イタリアとスペインの五輪委員会が、仲裁を申し立てましたが、結論としては、請求は棄却されました。

アドホック仲裁では、ドーピングや詐欺などを 理由とする仲裁申立てが行われることが多いです が、争点は、ボートを取り換えることが許される のか、という点でした。

セーリングは、非常に技術的な規律の高いスポーツで、多くのルールがありますが、この点は、ルールブックの中に書かれてはいませんでした。今回のレースでは、自分のニーズに合わせて調整はで

きるものの、全チームが同じ工場で作られた同じ ボートを使っていました。

4位だったドイツは、仲裁を申し立てず、手続きには参加しませんでした。

他方、スペインとイタリアは仲裁を申し立てま した。仲裁廷は、申立人の請求を棄却し、デンマー クの金メダルを維持しました。

なお、この紛争の結果、全てのチーム又は連盟 はルールを変えることになりました。最初のラウンドに出た人たちは2艇持ってこなければいけな い、というルールに変わりました。

#### 6. バスケットボール仲裁裁判所(BAT)

バスケットボール仲裁裁判所(BAT)は、選手と クラブとの間の労働紛争を扱う団体内紛争解決機 関で、手続が非常に迅速で、有効であると考えら れているものです。

BATは、1人の仲裁人により手続が行われます。また、1回だけの書面提出で、また口頭尋問も例外的にしか行われません。また、BATは、元々専属的な管轄を有するものではなく、選手契約の中に関連する条項があれば専属管轄を有することになります。代理人や選手は、BATの迅速な仲裁手続きにメリットがあると考えるようになりました。

この10年で、BATにおける決定例が積み重なり、BATの判断は、予測可能性が高くなりましたこうしたBATの仲裁廷の決定の影響を受けて、選手契約の内容も変わるようになりました。

#### 7. 今後の展望

スポーツ仲裁におけるスピードや質を高めるためには、以下のことが重要です。

- ・国内レベルは一審制とすること CASがあるのに、国内レベルで二審制となっ ていると審理が遅延する要因となりますので、 国内の審級の数を減らすべきです。
- ・一人仲裁人を推奨すること 仲裁は、一人仲裁人が常にうまくいくとは限 りませんが、パネルよりも一人仲裁人又は常 設のパネルとする方が早く進むというメリッ トがあります。
- ・継続的な教育、啓発を行うこと、及び、仲裁

**人が常に利用可能な状況であること** 良い仲裁人を見つけるために時間がかかるか らです。

- ・書面提出の量や期間を制限すること
- ・証人の供述の信用性を事前に評価すること 証人が誰で、どのような供述をするのか、重 要なのかを判定することができなければいけ ません。例えば、10人の証人が同じことを言 い続けるという事態は避けるべきです。
- ・仲裁廷が選任する専門家の利用 仲裁を行う上では、科学的専門的知見が必要 になります。特にドーピングの分野において

は、仲裁パネルに報告し、また鑑定人尋問を 受けることができるような専門家リストが必 要です。

・ビデオカンファレンスの技術

国際連盟の仲裁廷においても、国内の仲裁廷 においても科学技術は使えるようにならなけ ればいけません。

- ・公正で善なるものに従うこと
- ・理由付き仲裁判断と理由なし仲裁判断を分け ること

これらを導入することによって、スピーディーな仲裁が可能になると思います。

#### セッション5:スポーツ仲裁

# スポーツ仲裁におけるスイス法の重要性

Stephan Netzle (スイス国弁護士) Felix Dasser (チューリッヒ大学教授)

#### 1. スイス──多くの国際競技団体の本拠地

スポーツ仲裁のみならずスポーツにおいて、スイス法は、非常に重要な役割を果たしています。 それは、スイスが、数多くの国際競技連盟の本拠地となっているからです。

たとえば、サッカー、ボート、自転車、ハンドボール、サイクリング、体操、野球、スキー、ボクシング、フェンシング、水泳、バレーボール、ホッケーなどの国際競技連盟がスイスを本拠地としています。また、IOC(国際オリンピック委員会)もスイスに本拠地を置いています。世界アンチ・ドーピング機構は、カナダに本部事務所を持っていますが、法人としての設立地はスイスです。さらに、CAS(スポーツ仲裁裁判所)もスイスに本拠地が置かれています。

もっとも、スイスに本拠地を置かない国際競技 連盟もあります。例えば、国際陸上競技連盟は、 かつてはロンドンに本拠地を設けておりましたが、 現在はモナコに本拠地があります。また、テニス、 ボートの国際競技連盟の本拠地はダブリンです。 しかしながら、これらは珍しい事例であり、ほと んどの国際競技連盟は、スイスに本拠地を置いて います。

#### 2. スイスが本拠地として選択される理由

国際競技連盟の本拠地としてスイスが選択されることには、3つの理由があります。

まず、政治的に安定しているということ、また 国際的に中立であるということです。冷戦時代から、スイスは数少ない中立国であったという歴史 的な経緯があります。

次に、IOCがスイスを本拠地としていることです。IOCに近いほうが便利という発想があったのではないかと思います。

最後にもっとも重要な理由として考えられるのは、競技団体に関わる非常に寛容な法律・制度があるということです。例えば、寛容な制度の例としては、次のようなものがあります。多くの国際競技連盟が本拠地を置くローザンヌには、国際競技連盟を誘致するための部門があります。それに加えて、税控除の優遇政策も提供しています。ローザンヌとしては、本拠地を置いてもらえば、そこ

で働く人が、生活や買い物をしてくれるので、非常に魅力的というわけです。次に寛容な法律についての例を紹介したいと思いますが、詳しく紹介したい点ですので、次のセクションで「スイス法に基づいて設立された社団の運営における自由度」と題してお話しさせていただきます。

### 3. スイス法に基づいて設立された社団の運営に おける自由度

国際競技連盟は、スイス民法60条に従って設立されますが、この手続はとても簡単に行うことができます。国際競技連盟が作成する規則は、スイス法に適合することが求められますが、スイスでは憲法上、結社の自由が定められているため、例えば、内部組織の構成、ルールの設定に関し、高度な団体自治が認められています。そして、スイスでは、国際競技連盟に対しては、一切の監督が行われません。

以上のようなスイスにおいて国際競技連盟にその運営における幅広い裁量権が与えられることが、 多くの国際競技連盟がスイスに本拠地を置く最も 重要な理由ではないかと思います。

国際競技連盟の運営について幅広い裁量権が与 えられているのですが、無制限の自由が与えられ ているわけではありません。

第一に、国際競技連盟は、法秩序を順守しなければなりません。すなわち、刑法、及び、建築法や区画整理法などのような行政法といった公法に従わなければなりません。

その他にも、スイス民法上の強行規定に従わなければなりません。例えば、国際競技連盟の目的は、法又は道徳に反するものとすることはできません。また、国際競技連盟のメンバーから脱退する権利を認めることもスイス民法上の強行規定として定められています。そして、国際競技連盟は、その策定する規程及び規程の適用にあたって、人格権を侵害してもいけません。

そのほか、スイス法において守られなければならない法の原則に反してもいけません。たとえば、ルールは明確でなければならないとか、そのルール自体に矛盾があってはならないとか、メンバーに関しては平等な扱いをするという法原則です。

懲罰・制裁における比例性原則は、スイス法上、

守られなければならない法の原則として重要なも のです。

「信義則 (principle of good faith)」という非常に汎用性が高い法の原則も守られなければなりません。すなわち、なにか抜け道的な事象に対しては、この原則を適用し、裁判官が妥当な判断をすることができます。

さらに、国際競技団体は、独占権を持っています。すなわち、ある特定の競技に関して、独占権を持っているのは国際競技団体だけです。独占自体は、決して違法ではありませんが、それを濫用することは禁止されています。

#### 4. CAS とスイス法

スイス法は、CASにおける仲裁(CAS仲裁)に おいてもとても大きな役割を果たしています。

まず、CAS 仲裁は、スイス国際私法典(仲裁法) に準拠して行われます。このことは、実際に仲裁 がスイス国内で行われる場合も、オリンピック開 催地に臨時仲裁部が設置されて仲裁が行われる場 合も同じです。

スイス国際私法典(仲裁法)は、自由度の高いものとなっており、仲裁手続の様々な点について当事者が合意によって決めることができるようになっています。

具体的には、CAS 仲裁はCAS の定める仲裁規則(CAS Code)に従って行われます。仲裁申立てにどのような法あるいは規則を適用して本案に対する判断をするのかについても、CAS Codeには記載があります。すなわち、適用のある競技連盟の規程・規則に加えて、当事者が選択した法が適用されます。もし、そのような選択がない場合は、不服申立ての対象となった決定を行った連盟、協会、又はスポーツ団体の本拠地国の法か、あるいは、仲裁パネルが適切であると判断した法が適用されることが多くなります。

したがって、国際競技連盟が関連する仲裁においては、ルールを解釈する上で、スイス法の法原則に従う必要があり、実際にも、先に説明したようなスイス法で認められる法原則を援用する主張がなされます。これらを理解しておく必要がある

と言う点で、スイス法はスポーツ仲裁との関連で も重要性を持つというわけです。

#### 5. スイス国際私法典(仲裁法)について

スポーツ仲裁裁判所(CAS)の本拠地は、ローザンヌで、IOCと同じ場所に置かれています。

ローザンヌは、スイス国内の都市であるため、 CASは、スイス国内法の管轄下にあります。すな わち、CASは、スイス法の枠組みの中で設立され たものです。したがって、CASにおける仲裁に は、スイス国際私法典(仲裁法)が適用されます。

以下では、スイス国際私法典(仲裁法)、スイス 連邦裁判所の二つに関し、紹介できればと思いま す。

仲裁については、スイス国際私法典(仲裁法)12章で、19の条文で定められており、柔軟な内容になっています。これは、UNCITRALのモデル法と同時に策定されたものです。スイスは、長年にわたる仲裁の歴史を持っており、同法の策定前から事実上仲裁が行われたため、立法府も、仲裁に慣れた弁護士が多いので多くのルールを設ける必要はない、と考えていました。そのため、このような仲裁の枠組みとなっております。

スイス国際私法典(仲裁法)は、制定されてから既に30年が経過しており、現在、改定が行われております。恐らく、東京大会、2020年頃から施行されるのではないかと思います。スイスの裁判所は、仲裁は利用者の満足度が高いこともあり、非常に仲裁フレンドリーな態度を取っており、仲裁をサポートするという立場です。

スイスの仲裁に関しては、有益な文献がスイス 仲裁協会 ASA のウェブサイトに公表されていま す。その中で、なぜスイスにおける仲裁が有利な のかが、10の理由が書かれています。このレファ レンスシリーズは、現在、日本語に翻訳されてい るところです。まもなく、スイス大使館が正式に 日本語版をリリースすることになります。

#### 6. スイス連邦裁判所への取消しの申立て

仲裁には、過誤や過ちもあるかもしれませんので、それに対して取消しの申立ての手続きが必要になります。

もっとも、ほとんどの場合、仲裁判断に誤りは

ないので、スポーツの世界では仲裁判断を無視するわけにはいきません。いくつかのデータをご紹介したいと思います。

まず、「1」という数字です。これは「一つの裁判所」を意味します。例えば、アドホックのパネルを含め、CASの決定に対し、取消しの申立てをできるのは、スイス連邦裁判所しかありません。また、CASの決定に対する取消しの申立期間は「1か月」しかありません。重要なことは、どのような申立てを連邦裁判所にしたとしても、CASの決定は、即座に執行することができます。連邦裁判所は、必要であれば停止を命じることができますが、それは非常に珍しいケースです。

次に、各年に、何件の申立てが連邦裁判所になされたのかというデータがあります。①スポーツの仲裁判断で連邦裁判所に申立てがされたものと、②その他(商事や投資案件の紛争)があります。スポーツ紛争で申立てされる案件は、数字から考えると一握りしかないということになります。CAS仲裁は、機能しているように思われます。CASの決定の大半は、競技者、団体側に受け入れられているということが示されているからです。

次の数字は「5」です。「5」というのは、申立 てのための五つの根拠です。取消しの理由は、以 下のとおりです。

- ・仲裁廷の構成に誤りがあること
- ・管轄権がないこと
- ・仲裁廷の申立ての範囲を超える事項に対する 判断を含むこと
- ・聴聞を受ける権利の侵害・平等取扱原則に反 すること
- ・公の秩序に反すること

次の数字は「6」です。通常、審理にどのくらいの期間がかかるかです。連邦裁判所における審理期間は、過去5年間の平均で6か月です。過去に比べて、審理にかかる時間が伸びてきました。過去には、書面だけであって、審理がないということがありました。もっとも、ほとんどのケースは、合理的な期間内(平均178日)で終わっています。

次の数字は「7」です。これは、スイスの仲裁 においては最もよく知られた数字です。異議申立 てが成功するのは、7パーセントの確率です。で すので、100件のうち93件が棄却されるということです。連邦裁判所も含め、裁判所は仲裁に対して非常にフレンドリーな態度を取っていますので、 異議申立ての成功率は低いのです。

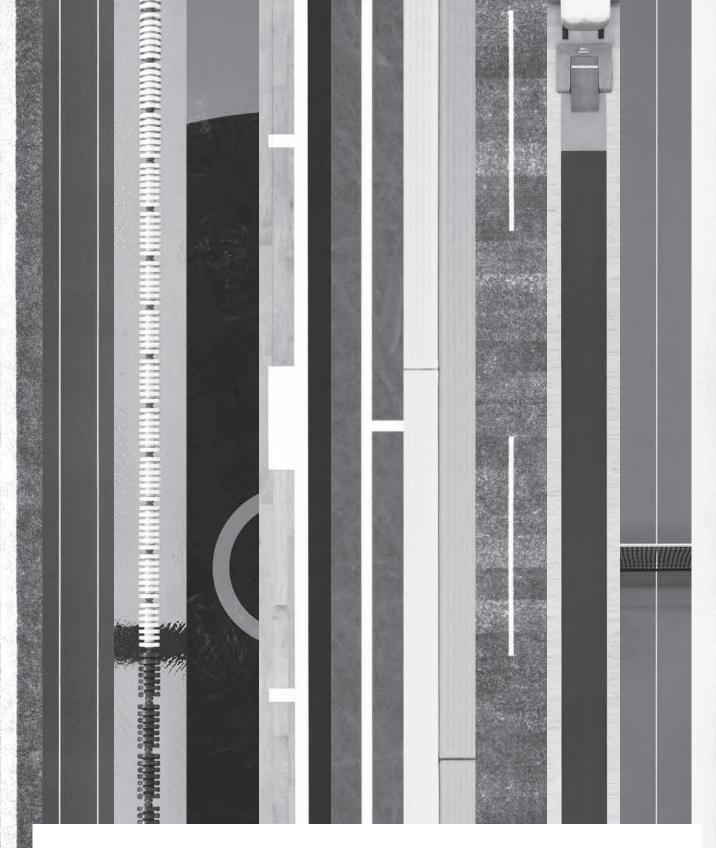
スポーツの仲裁においては、特に、「8」の数字が重要です。スポーツの仲裁判断が覆る可能性は8パーセントしかありません。もともと、CASの決定に対して異議申立てがなされる確率は、商事の仲裁判断に対して異議申立てがなされる確率よりも高い状況にありました。ところが、時間が立つにつれて、スポーツ仲裁が、スイスの原則である適正手続きの原則や聴聞を受ける権利などを踏

まえるようになってきました。直近の約1年半で、 スポーツ仲裁の仲裁判断が最高裁で破棄された例 は1件もありません。

聴聞を受ける権利の侵害は、仲裁判断の取消しが争われる際、最もよく主張される取消事由です。 しかし、仲裁判断が覆った割合としては、6パーセントに留まっています。

#### 7. 終わりに

スイスのスポーツ法、仲裁法は、この大きな素晴らしい都市東京における大会に小さいながら貢献できると思っています。



誰もが世界一になれるわけでもない 誰もが日本代表になれるわけでもない それでも人はスポーツをする 昨日の自分に追い越されないために 明日の自分を追い越すために スポーツに鍛えられた人生は 勝っても負けても きっと負けない

スポーツは、自分を超えるためにある。

# スポーツくじ





スポーツくじ (toto・BIG) の収益は、日本のスポーツを育てるために使われています。

www.toto-dream.com www.toto-growing.com ®19歳未満の方の購入又は譲り受けは法律で禁じられています。払戻金も受け取れません。運営・販売:独立行政法人日本スポーツ振興センター



スポーツは育てることができる。

スポーツくじ(toto·BIG)の収益は、日本のスポーツを育てるために使われています。